

第412回南国市議会定例会会議録

第5日 令和2年3月6日 金曜日

出席議員

1番 杉本 理	2番 丁野 美香
3番 西山 明彦	4番 神崎 隆代
5番 植田 豊	6番 西本 良平
7番 浜田 憲雄	8番 山中 良成
9番 岩松 永治	10番 西川 潔
11番 土居 恒夫	12番 有沢 芳郎
13番 中山 研心	14番 前田 学浩
15番 村田 敦子	16番 岡崎 純男
17番 野村 新作	18番 浜田 和子
19番 土居 篤男	20番 福田 佐和子
21番 今西 忠良	

—*—

欠席議員

なし

—*—

出席要求による出席者

市長 平山 耕三	副市長 村田 功
参事兼財政課長 渡部 靖	参事兼企画課長 松木 和哉
危機管理課長 山田 恭輔	税務課長 高野 正和
市民課長 崎山 雅子	子育て支援課長 溝渕 浩芳
長寿支援課長 島本 佳枝	保健福祉センター長 土橋 愛
環境課長 谷合 成章	農林水産課長 古田 修章
農地整備課長 田所 卓也	商工観光課長 長野 洋高
建設課長 西川 博由	地籍調査課長 横山 聖二
都市整備課長 若枝 実	上下水道局長 橋詰 徳幸
会計管理者兼会計課長 秋田 節夫	福祉事務所長 池本 滋郎

○議長（土居恒夫） 教育次長。

○教育次長兼学校教育課長（伊藤和幸） 御質問いただきました大篠小学校隣接校制度は、先ほど岡崎議員からもお話がございましたように、平成28年度に導入をいたしまして、平成29年度小学校入学者から募集を募りまして、本年で4年目を迎えております。

過去3年間の本制度を活用しての入学者数の御質問に対しましてお答えを申し上げます。平成29年度の入学者は11名、平成30年度の入学者は12名、平成31年度の入学者は15名、合計38名となっております。以上でございます。

○議長（土居恒夫） 岡崎議員。

○16番（岡崎純男） 来年度の、令和2年度の隣接する6校への入学予定児童数をお聞きをいたします。

○議長（土居恒夫） 教育次長。

○教育次長兼学校教育課長（伊藤和幸） 本制度を活用いたしました令和2年度の入学予定者数は22名となっております。以上でございます。

○議長（土居恒夫） 岡崎議員。

○16番（岡崎純男） 後免野田小学校の入学者数が増加傾向にあると思いますけれども、その要因は、第一には魅力ある教育活動と、次には、自宅から学校までの距離が近くて通学しやすいことではないでしょうか。登下校時の足の確保や通学時の安全対策等は保護者においてやらなくてはなりません。このことが遠くの学校を選択する場合に障害になっていると思われまます。南国市において、本制度を利用して希望する6校に入学できる支援はないでしょうか。

○議長（土居恒夫） 教育次長。

○教育次長兼学校教育課長（伊藤和幸） 例年2回実施をしております隣接校制度説明会の中で参加されました保護者の方々からは、何か送迎の支援はないのでしょうかというような御質問を毎年のようにいただいております。議員から御指摘いただきましたように、この送迎方法ということが本制度のハードルの一つになっているものと感じております。

後免野田小学校への本制度を利用しました希望者の多くの方々は、近隣の同一幼稚園から同級生と一緒に学校に行きたいという理由や、自宅から歩いて通える距離の近さというものでございました。したがって、本制度のより一層の充実を図るためには、登下校のための送迎の手だてを考えていく必要があるというふうに考えております。具体的には、スクールバスの拡充やデマンド型の送迎サービス、公共交通機関の利用など可能性を今後も探ってまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（土居恒夫） 岡崎議員。

○16番（岡崎純男） ぜひそういった通学時の交通の手段といったようなことは、ぜひお願いをしたいなというように思います。でなければ、例えば日章小学校は英語教育といったようなことで、非常にほかの5校から比べると特別の教育もしておると。それで行きたいと言っても、なかなか行くことができないというようなことがあります。

一つは、私も保護者からお話を聞くのに、能間から日章小学校に通う場合に、広域農道を横断せないかんというような場合に、あそこに点滅の信号でもつけてもらおうと、非常に安全で行きやすいんじゃないかなというように声を聞きます。そうすると、保護者の方が朝送っていくであるとか、帰りに迎えに行かないかんとかいうような、帰りは学童もありますので、そこら辺はまた違うと思いますけれども。朝、両親が仕事に出ていかないかん、送る時間がないといった場合に、そこら辺もできますので、ぜひ教育委員会としてでも、そういったことが可能であれば、そんな設置というようにことを、地元としても、そういったことは県警のほうにも要望していて、設置をしてくれというようにこともお願いしたいなというように思います。そうすると、距離的にいったら、結構、時間は大篠へ行く、日章より若干時間はかかるといったようなことで可能というようにことにもなろうと思いますので、ぜひまたそこら辺はよろしくお願ひしたいと思います。

次に、学校教育課には、入学児童の保護者や選択校からいろんな意見、御要望があると思いますが、その内容と対応についてお聞かせをください。

○議長（土居恒夫） 教育次長。

○教育次長兼学校教育課長（伊藤和幸） 毎年、本制度を活用していただきました保護者の方々に、入学後にアンケートを送付いたしましてアンケートの御協力をお願いをしております。返信がありました保護者の方からは、ほぼ全員と言っていいほど、本制度を利用し、隣接校に通ってよかったとの御意見をいただいているところでございます。

一方、隣接校である後免野田小学校では、地元のお子さんと本制度を活用していただきました入学予定児童数が30名を超えまして2学級編制となったために、これまで空き教室となっておりました教室を急遽教室に使用することになりまして、その教室環境の整備についての御要望を学校長からいただいております。また、特別な支援を必要とするお子さんの入学に備えまして環境整備についての御要望も当該校長からもいただいております。

そうした要望につきましては、予算の範囲内でできる限りお応えできるように、現在も取り組んでいるところでございます。以上でございます。

○議長（土居恒夫） 岡崎議員。

○16番（岡崎純男） 希望して、その隣接校に入学するというようなことになれば、1年から6年まで通学せないかんわけですね、途中で転校といったようなことがありませんので。ぜひそういったとき、過去にも私、発達障害の児童さんであるとか、それから歩行に不自由な方とかといったような方がおられるというようにもお聞きをしておりますので、ぜひ9月に面接とかいったことの中でやったら、春、新しい新学期からの入学にはいろいろな学校に設備をせないかんということになれば、予算措置も含めてなかなか無理であろうと。

しかし、年度当初からというわけにはいかないと思いますので、ぜひ1年に入学して、あと学校生活に支障を来さないように、設備が整ってない部分は整えて、安心して6年まで通えるといったようなことをぜひお願いいたします。子供さん、どうしても成長をどんどんしていきますので、大きくなったときに支障がないようなことをぜひお願いしたいと思います。

それから、先ほどもちょっと次長が触れましたけれども、1、2年は30人学級、それから3、4年が35人学級、5、6年となると40人学級というようにことになりますので、例えば1年の入学時に32人だと2クラスになるということですね。その学年が3年に上がると、32人学級は1クラスとなって、一気に4月から児童数が倍になるといったようなことがあって、なかなか子供たちもなれない環境の中で学校生活を送らないかんというようにことになろうかと思えます。そうすると、そこに人的な配置であったりとか、当然受け入れる学校のほうは、できるだけ広い教室を使ってとかいうようなやりくりはしております。しかし、それも限度がありますので、限界がね。

やはり、そのところは、隣接する、特に今、後免野田小学校のほうには、毎年のように10人前後ぐらいは入学をするというようにことになっておりますので、恐らく教室が足らなくなるような、今までは空き教室や余裕があったというようにことがあっても、それはちょっと無理なような状況になっていくというようにことになろうかと思えますので、ぜひそういった部分は何らかまた対応してもらいたいと。これについて、教育委員会のほうで、こういうことというお考えがあればお聞きをしたいと思えます。

○議長（土居恒夫） 教育次長。

○教育次長兼学校教育課長（伊藤和幸） 岡崎議員御指摘がありました見通しを持った教室環境整備といいますか、教室の配置というのは、当然、教育委員会としましても、見通しを持って取り組んでまいりたいというふうに思います。

また、先ほど御指摘がありました1、2年生のときは2学級に分かれていたクラスが、3、

4年生または5、6年生から学級が1クラスになるという事例というのは、本市におきましても実態がございます。もちろん、当初は子供たちも戸惑いますし、担任にとりましても、学級経営や生徒指導上について戸惑うことも少なくないというふうに考えております。

しかしながら、県教育委員会からの教員配置がない限り、制度上は1クラスで学級経営をしなければなりません。市町村教育委員会としましても、また連合会としましても、県教育委員会に対しまして、30人学級を上級学年まで拡大することや加配教員の配置要望等を行ってはおりますが、非常に実現には難しいのが現状でございます。以上でございます。

○議長（土居恒夫） 岡崎議員。

○16番（岡崎純男） その教員の増員とかいう分については、できるだけ教頭先生も校長先生もおるわけですので、学校経営ということになると、なかなか毎日そこに出てきてというわけにはいかんかもしれませんけれども、そういったことで、ちょっと補助してもらおうと。当然、3年生の新学期が一番問題です。一、二カ月とかいったような部分を、そういった幹部の職員で、できなければ、そういったこともお願いをして、スムーズな3年生になったときに、子供たちができるようにしてもらいたいなあというようにお願いをいたします。

次に、子ども・子育て支援事業計画について質問をいたします。

第1章の計画策定の背景には次のようなことが書かれております。我が国の少子化は急速に進行しており、平成24年の合計特殊出生率は1.41、平成23年の1.39より若干上昇しているものの、人口を維持するために必要とされている2.08を大きく下回っています。一方で、夫婦が実際に産む子供の人数の平均と夫婦が理想とする子供の人数の平均との間には開きがあり、その理由として、子育てに関する不安感や仕事と子育ての両立に対する負担感があることが指摘されています。本市においても、少子化や世帯規模の縮小、女性の社会進出による低年齢保育ニーズの増大等、子供・子育てを取り巻く環境は大きく変化をしています。子供の健全育成と子育てを社会全体で支援する取り組みを整備することを目的に本計画を策定するものであります、というように書かれております。

そこで、まず第1に、本市では、子育て家庭の支援活動を担当する専門職員を配置し、全ての子育て家庭等に対する子育て不安に関する相談・指導を行ったり、子育てサークル等への支援をしたりする地域子育て支援センター事業を吾岡、大篠、岡豊、十市保育園、保健福祉センターの5カ所で実施していますが、平成24年度は吾岡保育園で延べ3,491人、大篠保育園では5,710人、保健福祉センターでは7,672人の利用者がいます。平成27年度から平成30年度の利用延べ人数の推移をお伺いをいたします。

○議長（土居恒夫） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（溝渕浩芳） 岡崎議員さんが紹介くださった平成24年度の南国市内の子育て支援センターの利用者の延べ人数は1万6,873人となります。平成27年度では市内5施設が開設しており、延べ人数は2万1,346人で、平成30年度は2万2,727人となっており、利用者は増加しております。

○議長（土居恒夫） 岡崎議員。

○16番（岡崎純男） 多くの子育ての方が利用しています。

子供が生まれて、若い両親は子育てに奮闘されておるといったようなことの中で、なかなか夜も寝れないとか、相談する相手がおらないとか、ちょっと出ていって一緒に話を聞いてもらえとか、遊んでもらうとかいったようなことも、なかなか間がない御家庭も多くあると思います。どうかこれからも子育て支援センター事業の充実には十分努めてもらいたいなあというように思います。

次に、放課後児童クラブの平成21年度から平成25年度の利用率の推移を見ると、1年から3年生まではわずかに増加、4年から6年生まではわずかに減少しており、全体としてはほぼ横ばいとなっていますが、令和元年度の利用率と児童数の推移はどのようになっていますか。また、高学年になると入所できない児童がおります。担当課では把握していますか、あわせて対策をお聞かせください。

○議長（土居恒夫） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（溝渕浩芳） 平成27年5月の放課後児童クラブを利用する児童は490人、令和元年5月では529人となり、増加をしております。放課後児童クラブの利用率は、平成27年の1年生から3年生の利用は410人で、在校児童に対する利用率は約34.5%、4年生から6年生は80人、約6.4%、令和元年度では、1年生から3年生460人で、利用率は約42.2%、4年生から6年生は69人、約5.8%となっています。利用人数は、大篠小学校の児童クラブの増築などにより増加はしておりますが、高学年の利用は減少しております。

平成31年4月から放課後児童クラブの利用を希望されていた人数は595人でした。令和元年5月の利用人数が529人ですので、利用を希望されていたが、転校や家庭状況などの変化で利用する必要がなくなった児童もおられるとは思いますが、定員の関係で利用を希望された方全員が利用はできていない状態がございます。また、大篠小学校の放課後児童クラブは、低学年の児童しか利用できていない状態で、希望された方がいらっしゃいませんので、実際は利用を希望されている方はもっと多いと思っております。

各小学校区に放課後児童クラブの施設を建築した当時からは社会情勢も変化し、放課後児童クラブを利用される方も多くなってきておりますので、増築などを行いまして受け入れ定員の拡充を図っていきたいと考えております。

○議長（土居恒夫） 岡崎議員。

○16番（岡崎純男） 放課後児童クラブは低学年1年生から3年生と、しかし、4年になって、実際は同じように通いたいという希望者は随分おると思います。実際、それぞれの学童のほうで既に入所のほうは、どなたに入ってもらえる、定員いっぱいですので御遠慮いただきたいといったようなことの、もう既に終わっておりますけれども、その中には、4年になっても保護者の働く環境というのは全然変わっておりませんので、やはり4年生でも学童に通わしたいといった御要望は私のほうも随分聞いております。

何かそこら辺の手だてができないか、そういった折に、例えば4年生で3人しか入れないということになると、そこら辺の調整は、世話役をやっておる方は結局遠慮せないかんというようなことも聞いております。

そこら辺のことは人員増ということになりますので、増築とかいうようなこと、定数は大体40人ですか、41人ですか、そこら辺になると、若干それぞれの学童で床面積というのは違いがありますので、そこら辺でもうちょっと余裕があって、例えば5人とかの部分は受け入れできることが可能かどうかは私も調べておりませんが、ぜひそういった希望者がおって、利用してないということが理解をしてもらうて、ぜひまたそこら辺の対応は今後検討してもらいたいなあというように思います。

次に、放課後子ども教室の実施施設と利用児童数をお聞かせ願います。

○議長（土居恒夫） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（溝渕浩芳） 放課後子ども教室は奈路小学校、白木谷小学校、長岡小学校で行っており、奈路小学校、白木谷小学校は全校児童が、長岡小学校につきましては110名の児童の登録がありまして、長岡小学校の放課後子ども教室に登録をされておる1年生から3年生は80人、4年生から6年生は30人となっております。

○議長（土居恒夫） 岡崎議員。

○16番（岡崎純男） 本計画書には、放課後児童クラブと放課後子ども教室の一体的また連携により実施する必要があるというように書かれておりますけれども、いまだそのままの状態になっておるのではないかなというように思いますが、今後どのようにしていくお考えかお聞きをします。

○議長（土居恒夫） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（溝渕浩芳） 現在、放課後子ども教室と放課後児童クラブがある小学校は長岡小学校のみとなっております。長岡小学校の放課後児童クラブの利用者のうち、4年生から6年生の利用は5名ですが、放課後子ども教室の4年生から6年生の利用者は30人となっております。

放課後児童クラブの需要が高く、4年生から6年生が利用できていない小学校もありますので、低学年のうち放課後児童クラブを、高学年になれば放課後子ども教室を利用することができるような体制をつくっていただければと思っております。

○議長（土居恒夫） 岡崎議員。

○16番（岡崎純男） この放課後子ども教室、長岡小学校なんですけれども、両方に登録をしておる方が恐らくおいでるんじゃないかな。ということは、夏休みは放課後子ども教室は利用ができません。放課後学童クラブは、長期の休みの場合でも利用ができるといったようなこと。それと放課後子ども教室は無償です。両方に登録をして、平常時のときも、学童を利用したり利用せんかったりといったことの中で利用状況がそういうふうになっておりますので、恐らく指導員の方も非常に、学童クラブのほうですが、指導員の方もやりにくいような面がある。

今、課長が言われたように、1年から3年生は学童を利用すると、4年から6年については放課後子ども教室を利用していくというような方向でいけば、長岡小学校のみしか、白木谷、奈路があるわけなんですけれども、この中心部でいけば長岡だけしかないということであれば、それをほかの大篠であったりとか、それから後免野田であったりとかといったような学校へも、そういった放課後子ども教室といったものを拡大をしていくというようなことをしていただきたいんですが。その点について今後の見通し、運営上で長岡しか実際は学童と一緒に共用ということはありませんよね、ほかのところへもそういったことを拡大していくというようなことができるかどうか。放課後子ども教室の先生の確保をせないかんというようなことになろうかと思っておりますけれども、その点についてお聞きをします。

○議長（土居恒夫） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（溝渕浩芳） 議員さん言われますように、現在、放課後子ども教室と学童クラブがあるのは長岡小学校のみとなっております。

言われましたように、大篠小学校区におきましては、先ほど私答弁させていただきましたが、4年生から6年生の方が学童クラブを利用できない状況がございますので、私の思いといたしましては、大篠小学校区にこういった教室をつくることできれば、子育てをされておる方の

手助けになるのではないかと考えております。

○議長（土居恒夫） 岡崎議員。

○16番（岡崎純男） できれば、大篠だけでなしに、後免野田とかいったような部分で、そういった希望のある学校については、ぜひお願いしたいなというふうに思います。

次に、保育所入園申込書には希望入園数は何園ぐらい書かれていますか。そのうちで、第1希望の保育所・園に入所できる児童数と入所率はどれぐらいになっていますか。

○議長（土居恒夫） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（溝渕浩芳） 令和2年4月からの教育・保育施設に新規入園申し込みをされた方、在園児で転園を希望された方を合わせると450人でした。そのうち、第1希望しか書かれてない方は102人、第8希望まで書かれた方は39人、平均は一人約3園となっております。

第1希望の施設を利用できる児童は320人で、割合は約7割となっております。

○議長（土居恒夫） 岡崎議員。

○16番（岡崎純男） 市長、今の状況ですが、第1の園に入園可能な人が7割しかおらないと。ということは、恐らく自宅近くでというようなことを希望しても、7割の人しか入れないと、これが南国市の実態ではないかなと思いますので、ぜひこのことは頭に入れたいなというふうに思います。

親の希望としては、小学校区にある保育園に通わしたいと思うが、人口が増加している小学校区では、校区外の保育園を利用しなくてはならない状況が相当数あるのではないかと、子育て支援課長にお尋ねをいたします。

○議長（土居恒夫） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（溝渕浩芳） 令和元年12月の数字となりますが、南国市内の保育園、保育所を利用されている児童は1,362人で、そのうち、卒園したら通学することになる小学校区にある保育園、保育所を利用されている児童は843人、その割合は約62%となっています。

人口の増加している大篠小学校区では512人の未就学児童が市内の保育園、保育所を利用し、そのうち320人が大篠保育園、吾岡保育園、明見保育所を利用されています。小学校区内にある保育園を利用されている割合は約59%となっており、市の平均を若干下回っておる形となっております。

○議長（土居恒夫） 岡崎議員。

○16番（岡崎純男） 市長、私が言ったような数字が、まだ6割に足りないというような状況、大篠小学校の校区で利用する人がそれだけしかないということでもありますので、次の質問

に入りますけれども、立地適正化計画では、市役所周辺の人口集中地域に若者、子育て世代を中心とする市民の住まいの誘導、子育て世代の増加を目指すまちづくりを進めるとしています。また今後、保育施設の充実、教育施設の充実も検討するとあります。

卒園したら通学することになる小学校区にある保育園を利用されている児童の割合は約60%、このことを少しでも解消するには、明見保育所の受け入れの拡大を図る必要があると思いますが、市長の考えをお聞きします。

○議長（土居恒夫） 市長。

○市長（平山耕三） 未就学児童の人口が増加している地域では、希望されても地元の保育園に通うことができないお子様が数多くいらっしゃるということは、先ほど岡崎議員の御質問に答弁させていただいたところでございますが、解消はしていかなければならないと考えております。

御提案の明見保育所につきましても、入所希望者がかなりあるのではないかとことは思っておるところでございますが、そちらの規模拡大につきましても、今までも御要望いただいていたところでございますが、昨年度は私も明見保育所に伺ったところでございます。

ただ、南国市全体で申し上げますと、未就学児童の減少が予想されていることや、大篠小学校区周辺の保育施設では、大篠小学校区の児童の占める割合が半分近くの施設もあるのが現実でございます。

12月議会の西山議員の御質問にもお答えさせていただいたところでございますが、大篠小学校区にある保育施設の規模を拡大するという事は、やはり周辺の保育施設を利用している児童数に与える影響は大きいということも予想されます。

明見保育所の希望者が多く、明見保育所の受け入れ枠というものは拡大しなくてはならないと私も思っておるところでございますが、その規模については、周辺の環境も考えて慎重に判断したいと思います。以上でございます。

○議長（土居恒夫） 岡崎議員。

○16番（岡崎純男） 市長、この市役所周辺へ人を集める、若い世代を、こういった政策をとっている以上、もちろん周辺の保育施設のあきという状況はわかっております。今、特に少ないのが、ほとんどが定数に近い、定数を超えるとかいったようなことはありますけれども、久礼田小学校が90人で49人、それから浜改田が60人が52名と、稲生が70で73名、稲生はいっぱいですね、里保育所が60人で39人といったような状況ですので、ほかは大体そんなに児童が減っておると言っても、あきがいっぱいあるというような状況ではありません。

政策的に中心部に若い子を集めるということになれば、その中心でも受け入れが6割に足りないような、これで政策的に誘導するということからすれば、施設が足りないという状況。そうすると、働きに行く場合に、朝の時間帯の部分で非常に5分、10分を争うような状況の中で遠くの保育施設に預けてということになれば、なかなか厳しいですよ。そこは考えて、これからどういうふうにしていくかと。明見保育所は駐車場の問題もありますよね、そういった問題もあってする。この新しい道路ができて、区画整理も済むというような状況になりますので、どうしても用地が確保できないのであれば、別のところに、もうちょっと規模を大きくして新しいものを配置するといったようなことも含めて検討してもらいたいなあというように思います。それはお願いしときます。

次に、南国市以外に通勤されている家庭では、自宅近くの保育所に入所できなければ勤務に支障を来します。自宅近くの保育所、保育園に入所できないのであれば、入所時間、今現在、早くからする場合には7時20分からということになっておりますけれども、香美市は7時から受け入れができています保育園があるというように聞いておりますけれども、そういった時間の変更ができないのか、お聞きをいたします。

○議長（土居恒夫） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（溝渕浩芳） 議員言われますように、職場の始業時間や通勤時間によっては、今の受け入れ時間では送り迎えに余裕のない場合もあろうかと思えます。

民間の8保育園と公立のあけぼの保育所は午前7時20分から受け入れを行っております。その他の公立保育所は午前7時50分からの受け入れとなっており、保護者の方からは、もう少し早い時間からの受け入れを望む声も上がってきております。現在の受け入れ時間を早めるための検討協議を行ってまいりたいと思えます。

○議長（土居恒夫） 岡崎議員。

○16番（岡崎純男） 今、そのほう、ただ検討じゃなしに、できるだけ7時といったようなことが可能になるようにしていただきたいというように思います。

次に、育児休業明けに安心して仕事に復帰できるよう、ゼロ歳児入所が年度当初に予約入所可能な予約制度の創設はできないでしょうか。

このことは、何年前にも私、他県でやっておる事例がありましたので、ぜひ南国市でという話はしました。これは、実際あきがあるかないかとかいう問題がありますけれども、2人目、3人目を共稼ぎの家庭で生んでもらうというようなことになれば、やはり先ほど前段で述べた仕事の両立といった負担感とかいうようなことがあります。子供ができれば、仕事をどちらか

がやめなければならないといったようなことになれば、なかなか2子、3子といったようなことは難しいと思います。

だから、市長が政治的に判断して、安心して子育てしてもらうには、4月当初に、ほかがあっても、その時点で優先すべき人を先に優先をして、例えば5月、6月に育休明けには入所ができるといったようなことがあれば、安心して半年、1年休んで仕事復帰できるわけです。でなければ、どこか探さないけません。しかし、受け入れするところがなければ、役所であれば1年が2年延長してもう1年休もうかというようなことができるかもわかりませんが、民間事業所では、なかなかそういったところがありません。ぜひそのことを市長に強くお願いをしておきます。

もしどうしてもだめな場合、一時保育事業所が3園ございます。ここが1歳以上の就学前児童となっておりますけれども、そこを生後6カ月以上というように変更ができないか、市長のお考えをお聞かせください。

○議長（土居恒夫） 市長。

○市長（平山耕三） 岡崎議員さんから御提案がありました、育児休業から復帰に合わせて保育園に入園できるような予約制度の導入ということでございます。

法律に基づく育児休業を取得された保護者の方が年度途中で職場復帰される場合には、非常に心強い制度であると思います。問題として考えられることとしまして、予約ができる方が法律による育児休業の取得ができる方に限られるということ、また育児休業を取得できない自営業の方との間に不公平が生じるおそれ、予約を受け付けた後に疾病などの理由により保育の必要性の高い方等からの申し込みが後からあった場合などの問題ということが考えられます。

現在、高知県内では、育児休業からの予約制を行っている団体はないように聞いておるところでございますが、県外では取り組みがされているということでございますので、その状況を教えていただきながら本市での導入の可能性を検討したいと思います。まずは受け入れるだけのスペースが必要でもありますし、そのためには受け入れる人員確保ということもございます。

また、一時保育事業につきましては、現在でも需要がありまして、議員さんの言われますように、1歳未満の子供さんの需要もあろうかと思えます。一時保育事業では、1歳児未満の子供を受け入れる場合には、乳児おおむね3人につき保育士2名となりますので、受け入れ定員が今より少なくなってしまうという状況になるということでございます。

今後の保育士を確保しなければ、この枠を6カ月児に広げることが今の状況では難しいところございまして、その保育士の確保ということの状況を見ながら考えていきたいと思

います。以上でございます。

○議長（土居恒夫） 岡崎議員。

○16番（岡崎純男） ぜひ市長、考えるだけでなしに、以前、私、担当課の課長からもらった部分ですね、育休復帰予定のうちということで、5月から3月までずっと希望者が保留になってます。5月が1人、6月が3人、7月が4人、8月11人、9月が16人、10月が23人、11月が32人、12月が31人、1月が28人、2月が32人、3月には40人、こういった人が育休明けに入れないと、これが現状なんです。

このことは、今現在、ゼロ歳児の受け入れが、今度あけぼのがふえますので62人ですか、9人ですので、それしか受け入れができないわけです。そのうちで、40人が3月末時点で保留で行けないというような状況。これは全てではないと思いますけれども、その人は別のところに行っておると。だから、実際行ってない人は、この半分かもわかりませんが、やっぱり、それだけのゼロ歳児で育休明けに保育をお願いしたいということが、これだけおるということでありますので、ぜひ検討していただいて、何とかできるように。

まして、今の3園の一時保育は、国府が満杯、50人で54人になっておりますけれども、長岡西部は、今度改修したら若干ふえるんじゃないですかね、90人が88人というような状況。里がちょっと余分がありますので60人が39人と。これは子育て世代の中でしたら、どうしても1歳からじゃなしに、半年とか一定の間、ちょっと休養したいとかいったようなことの預かりですので、病院に行かないかとかいうような場合に連れていかないかということがあるわけです。だから、せめて6カ月以上の者を受け入れができるというようなことにしてもらいたいなというように思います。

最後に、平成27年3月に策定したこの計画書が本年度で最終年度となっておりますが、令和2年度からの次期計画書には、1期計画書の達成状況や見直しを行った上での計画書になっているかをお聞きをいたします。

○議長（土居恒夫） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（溝渕浩芳） 令和2年度からの第2期子ども・子育て支援事業計画には、策定に当たり事前にアンケートを実施しております。アンケートは、平成30年12月に未就学児童の保護者1,840世帯、小学生児童の保護者150世帯を対象として実施し、その回収率は、未就学児の保護者は56.1%、小学児童の保護者については86.1%となっています。この情報をもとにすることで、第1期計画のもと実施した施策について市民の意見を反映できているものと考えております。

また、各施策ごとの第1期計画の評価と、それを踏まえた第2期計画の基本理念、基本方針、各施策を記載しております。第1期計画の踏襲すべき点は踏襲し、見直すべき点は見直しを行った計画となっていると考えております。

○議長（土居恒夫） 岡崎議員。

○16番（岡崎純男） ぜひいい計画書にしてもらいたいと思いますので、よろしくお願いします。

次に、南国市コミュニティバスについて質問をいたします。

令和元年10月1日から有限会社日章ハイヤー、有限会社いだいハイヤーの運行委託事業者による南国市コミュニティバスの運行開始より5カ月が経過しました。市民や利用者の皆様から多くの御意見が寄せられていることと思います。

そこで何点かお聞きをいたします。

まず、小型路線バス車両の高知医大～久枝線、植田～J A高知病院線、10人乗りワゴン車車両の前浜～J A高知病院線、医療センターから十市から後免町線、その4路線の利用状況をお聞かせください。

○議長（土居恒夫） 企画課長。

○参事兼企画課長（松木和哉） コミュニティバスが運行します4路線の利用状況につきましては、昨年10月から1月までの4カ月間におきまして、1カ月平均の乗車延べ人数として申し上げます。

高知医大～久枝線で1,670人、植田～J A高知病院線で1,073人、前浜～J A高知病院線で346人、医療センターから十市経由後免町線が511人となっております。4路線の合計の1カ月の延べ人数で見ますと、10月を基準に比較をしますと、11月は105%、12月は123%、1月は111%と増加の傾向で推移をしておるところでございます。路線ごとにつきましては、高知医大～久枝線、前浜～J A高知病院線で特に増加率が顕著となっております。以上でございます。

○議長（土居恒夫） 岡崎議員。

○16番（岡崎純男） 次に、高知医大～久枝線の一部区間、久枝から浜改田についてはフリー乗降区間になっていますが、その利用状況と利用者からの御意見をお聞かせください。

○議長（土居恒夫） 企画課長。

○参事兼企画課長（松木和哉） フリー乗降につきましては、高知医大～久枝線の旧県道、春野～赤岡線の区間で実施をしております。12月1日から27日までの27日間の乗降調査の結果で

ございますけれども、久枝で乗車が65人、降車が44人と、また浜改田の中ノ丁で乗車72人、降車48人ということで、この区間の利用者は、ほかの区間と比較をしましても、多くの方に利用がされてるという状況でございます。

運行事業者のほうに確認をいたしますと、この区間でバス停以外の場所で乗りおりする利用者というのは全体の3割程度であるということでございます。この区間につきましては、とさでん交通の運行時からのフリー乗降ということではございますけれども、御高齢の方など特に買い物帰りの利用者のほうからは、自宅近くで乗りおりができ、利用しやすいとの声をいただいております。

○議長（土居恒夫） 岡崎議員。

○16番（岡崎純男） 次に、コミュニティバスの運賃は、基本が200円と、運賃ゾーンを通過する場合は300円と。例えば福船また植田からJ A高知病院へは300円。福船または植田から医大病院に行くには後免町で乗りかえなくちゃなりませんので、そこで一旦おりて200円と、後免町から医大病院までが200円と、合計400円になります。一方、久枝から医大病院は300円、久枝からJ A高知病院は300円となります。運賃がわかりにくいので、一律1回乗車すると200円に、また割引運賃についても、未就学児は無料、障害者、小学生は半額割引というようなことにできないかお聞きをします。

○議長（土居恒夫） 企画課長。

○参事兼企画課長（松木和哉） 運賃につきましては、先ほどもお話がありましたが、市の中心部までの利用につきましては一律片道200円、中心部の運賃ゾーンをまたぐ利用につきましては片道300円と設定をしております。

I Cカード「ですか」を利用した運賃支払いのデータで確認をしてみますと、昨年10月から1月までの4カ月間の総支払い回数のうち、運賃ゾーンを通過した支払いにつきましては全体の1.2%ということになっております。

利用者の声といたしまして、この200円と300円を決める運賃ゾーンというのがわかりにくいという声も一部でいただいているところでございます。この運賃の設定につきましては、引き続き利用状況また運行経費の推移も見ながら、コミュニティバスの中の乗り継ぎ割引を導入することや一律運賃にすることも含めて、すぐ検討していきたいというふうに考えております。

ただし、運賃の改定につきましては、コミュニティバスと一部区間で並走する民間バス事業者との事前の協議も必要となりますので、この民間バス事業者とも合意のできる案を検討してまいりたいと考えております。

また、割引運賃につきましては、障害者手帳をお持ちの方及び介護者1名につきましては半額割引と、また小学生以下については半額割引、大人の同伴する未就学児童1名につきましては無料と現在もしておるところでございます。以上です。

○議長（土居恒夫） 岡崎議員。

○16番（岡崎純男） 次に、今後の課題についてお聞きをいたします。

○議長（土居恒夫） 企画課長。

○参事兼企画課長（松木和哉） コミュニティバス運行におけます課題につきましては、運行の開始時より運行事業者及び利用者から寄せられました意見をもとに順次改善を図っております。既に改善を行ったものにつきましては、10人定員のワゴン車両につきましては、緑色の小型バスと違いましてコミュニティバスと認識しづらいという意見が大変多かったことから、バス名を記載したマグネットを車両に張りつけをすることといたしました。また、夜間走行の対策といたしまして、ナコバスと表記した表示灯の取りつけを行ったところでございます。

今後の課題といたしましては、先ほどもお話がありました久枝一浜改田区間以外でのフリー乗降区間の拡充の検討、また利用状況に応じたダイヤ・路線の変更、バス停の新設・統廃合など、さらなる利便性の向上に向けた改善が必要であると考えております。

これにつきましては、南国市地域公共交通会議においても協議を行い、改善を図ってまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（土居恒夫） 岡崎議員。

○16番（岡崎純男） ぜひまたよろしくお願ひしたいと思います。

南国市生活交通ネットワーク計画といったような、以前にありますけれども、その調査報告書というようなことの中でちょっと紹介しますけれども、外出の主な目的は、買い物が59%、次いで通勤、病院、娯楽と。よく利用する交通手段はということでは、自家用車運転が65%と。それから、家族は南国市内でどの程度公共交通を利用していますかという問いについては、バスは6.1人に対して1人程度、鉄道、電車は3.4人に1人程度、利用頻度は、ともに年数回程度と。バスを利用していない人は、利用者合計に対してバスが3.6倍、鉄道、電車が1.5倍と。バスの利用者では、70から74歳の利用頻度が一番高く、75歳になると下がると。また、バスの総合評価では、不満の割合が満足割合の3.5倍と、特に運行便数、運行時間帯、運賃への不満が高くなっております。それから、税金の負担については、44%というのが現状でやむなしというようなこと、また、市が運行する必要がないという声も25%あります。それから、利用促進のための対策では、58%、約6割の人が、必要ならバス車両を小さくして集落内に入るきめ細

かいルートで運行してほしいを上げています。

南国市コミュニティバス運行に当たっては、この調査報告書の内容も含めて十分検討されての運行計画だと思います。この5カ月間に利用者から寄せられた意見の中でできることは迅速な処理もしております。今後、見直す時期には、運行事業者やバスの利用者、利用しない方など幅広い市民の意見を取り入れ、抜本的な見直しを行い、多くの市民が利用できるコミュニティバスにしていきたいと願います。南国市の考え方と時期をお聞かせください。

○議長（土居恒夫） 企画課長。

○参事兼企画課長（松木和哉） コミュニティバスの運行に際しましては、令和元年10月から令和4年9月までの3年間の運行委託契約を締結をしております。そのため、大幅な運行形態の見直しが必要な場合の検討については、3年間の運行委託契約が終了する令和4年10月がめどと考えております。

これから市中心部におけます都市計画道路の整備の状況も大きく変わってまいります。また、JRの後免駅前広場の整備、また（仮称）中央地域交流センターを初めとする公共施設も順次整備される計画となっておりますので、公共交通におきましても、市民の皆様にとりまして利用しやすい公共交通になるよう、これから地域の皆様の御意見なんかもお聞きしながら制度設計を進めていきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（土居恒夫） 岡崎議員。

○16番（岡崎純男） ぜひ市民の方が利用できるような状況にしてもらいたいなど。

ある市民の方からは、空のバスを走らすよりはチケットを配付せえと、それなら利用ができると。同じ費用、年間何千万円とかいうようなものを出すのであれば、それをチケットにして利用してもらおう。そらずっと効率的でないかなという御意見も聞きますので、ぜひ利用できるバスの運行ということを考えてもらいたいと思います。

次に、随意契約について質問をいたします。

南国市随意契約ガイドラインを策定して2カ年が経過しました。そこで何点かお聞きをします。

まず、工事の場合は業者別発注状況一覧表に記入するとありますが、記録は残していますか。

○議長（土居恒夫） 財政課長。

○参事兼財政課長（渡部 靖） 業者別発注状況一覧表につきましては、随意契約の場合、発注した各部署におきまして、発注及び受注者が決まり次第、ファイルサーバー上で記録をすることとなっております、現在も記録しております。

○議長（土居恒夫） 岡崎議員。

○16番（岡崎純男） その業者別発注状況一覧表は誰がチェックをしていますか。

○議長（土居恒夫） 財政課長。

○参事兼財政課長（渡部 靖） 工事の発注業務を行う各部署におきまして各所属長がチェックを行っていますが、特に件数の多い建設課、上下水道局の分につきましては、おおむね四半期ごとに財政課へ報告があります。それにより財政課でも確認をしております。

○議長（土居恒夫） 岡崎議員。

○16番（岡崎純男） 次に、この2年間に競争見積方式による随意契約と1社随契それぞれの工事と財産の買い入れ別件数をお聞きします。

○議長（土居恒夫） 財政課長。

○参事兼財政課長（渡部 靖） 工事につきましては、本年度分が競争見積もりによる随意契約61件、1社随契65件、平成30年度分におきましては、競争見積もり44件、1社随契113件となっております。

財産の買い入れ件数は、各部署で多数行っており、全ては把握できておりませんが、契約等審議会を経たものにつきましては、本年度競争見積もり26件、1社随契2件、30年度が競争見積もり30件、1社随契3件となっております。

○議長（土居恒夫） 岡崎議員。

○16番（岡崎純男） 次に、最低価格以外の者を採用する場合は、それもできるということになっておりますけれども、行ったか、その理由をお聞かせください。

○議長（土居恒夫） 財政課長。

○参事兼財政課長（渡部 靖） ガイドラインに示しておりますが、随意契約は、必ずしも価格のみならず他の要素を含めて契約の相手方を決定できるとされ、内容等を比較検討した結果、市として最も有利となる条件を提示した者と契約することができますが、最低価格以外の者を採用する場合には、その理由を明確にしておく必要があります。

このため、本市におきましては、プロポーザルによる技術提案実績等をもとに業者を選定する場合はございますが、それ以外、最低価格以外の者を採用した事例はございません。

○議長（土居恒夫） 岡崎議員。

○16番（岡崎純男） 次に、契約等審議会の審査を受けて随意契約する場合はあると思いますけれども、その理由と件数をお聞かせください。

○議長（土居恒夫） 財政課長。

○参事兼財政課長（渡部 靖） 契約等審議会の審査を受け随意契約をしたものはございます。本年度分につきまして、その理由といたしましては、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号に規定があります競争入札に付すことが不利なもの、これが2件、第8号にございます競争入札に付し、入札または落札者がいないとき、こちらが8件ございました。競争入札に付すことが不利なものとしたしましては、現に契約履行中の施工者に履行させることにより工期の短縮、経費の節減が確保できる等、有利と認められる場合がございます。

また、第5号の緊急の必要によるものというものがございまして、昨年度、災害、事故、故障等により緊急が必要なものとして随意契約したのもございます。以上でございます。

○議長（土居恒夫） 岡崎議員。

○16番（岡崎純男） 競争入札に付し、入札者がいないときまたは再度の入札に付し落札者がいないとき、履行期間を除くほか予定価格その他の条件は変更できないということになっておりますが、予定価格ではできないというような業者で不落というようなことになったときに、こちら辺の変更は何かしなくてはならないというように思うんですが、この記載はこれに間違いはないんですか。

○議長（土居恒夫） 財政課長。

○参事兼財政課長（渡部 靖） 競争入札に付し、落札者がいないということになりますので、基本的には業者を変更し、入札の場合は業者を変更しない場合は、設計等の変更を必要としておりますが、こちらの場合につきましては、業者を改め随意契約の業者の選定を行うというような形にしておりますので、その設計をもとにして契約を行うこととなります。

○議長（土居恒夫） 岡崎議員。

○16番（岡崎純男） 南国市契約等審議会規程の第4条に、「会長は、副市長とする」と、第2項には、「会長に事故があるときは、あらかじめ指名した者がその職務を代理する」とありますが、指名はしていますか。

○議長（土居恒夫） 財政課長。

○参事兼財政課長（渡部 靖） 会長が不在のときは総務課長、総務課長が不在のときは企画課長と、各年度4月に決めております。

○議長（土居恒夫） 岡崎議員。

○16番（岡崎純男） 空調機器であるとかテレビといったようなものは修理が必ずあるわけですか。そういったとき、修理を依頼する場合の業者選定の基準はありますか。

○議長（土居恒夫） 財政課長。

○参事兼財政課長（渡部 靖） 明確な基準はございませんが、通常ですと、近隣の市内業者さん、もしくは市外の場合は購入先ということで依頼することが多いと思います。

○議長（土居恒夫） 岡崎議員。

○16番（岡崎純男） 修理をお願いをしたと、その際に、メーカーから部品の保有年数というのがありますので、例えば10年ぐらいたつと、なかなか部品の供給が不能になるといったようなことで修理ができないというような場合がございませう。そういった折に、買い換えが必要になったときにはどのような対応をしておりますか。

○議長（土居恒夫） 財政課長。

○参事兼財政課長（渡部 靖） 修理が必要な場合、買い換えが必要になったときということになりますけども、早急に改める、直す必要がある、買い換える必要がある、そういったものにつきましては、緊急時は1社随契ということがございませう。通常ですと、それ以外の場合は、市内業者を含む複数の業者から見積もりを徴収し、最も安価な業者と契約をすることとしております。

○議長（土居恒夫） 岡崎議員。

○16番（岡崎純男） 市内業者の育成はできておりますか、お聞きをいたします。

○議長（土居恒夫） 財政課長。

○参事兼財政課長（渡部 靖） 市内業者の育成につきましては、業者選定において、ガイドラインにおきましても、市内業者をできるだけ優先することとしておりますので、一定の効果は上がっていると思います。ただし、一部のものにつきましては、市内業者さんが確保できないといった事例もございませう。以上でございませう。

○議長（土居恒夫） 岡崎議員。

○16番（岡崎純男） どうしても修理を伴うような機器があるわけですので、価格だけでなしに、大手の、例えばヤマダ電機であるとかいうようなところに価格の競争でということになると、市内業者ではなかなか太刀打ちできないというようなことがあろうかと思ひます。

しかし、修理をする場合には、そこへ頼むよりは市内業者のほうに頼んで修理してくれと、こういうことになるわけですね。そういったときに、できるだけ市内の業者をとというようなことを。そうしないと、市内業者が立っていきませぬので、ぜひそのことは財政課、また市長も頭に入れてお願いしたいというように思ひます。

それから、随意契約ガイドラインどおりな仕事をする場合、事務量がいたずらに増大し、効率的な行政運営を阻害するようなことが発生をしておりますか。

○議長（土居恒夫） 財政課長。

○参事兼財政課長（渡部 靖） ガイドライン作成前は、工事の施行決定は各所属長の専決事項でございましたが、作成後は、財政課の確認を要し、財政課長の決裁も必要としておりますので、その分の手間や時間というものは少々かかっておりますけれども、業務に影響するほどのものではございません。

○議長（土居恒夫） 岡崎議員。

○16番（岡崎純男） 最後に、問題があればお聞かせをお願いします。

○議長（土居恒夫） 財政課長。

○参事兼財政課長（渡部 靖） この2年、ガイドラインに沿いまして随意契約等を行ってきました。今般、市内業者におきましては、特に工事業者で顕著なのですが、高齢で後継者がいない業者さんも多く、今後の業者数の維持が難しくなりつつあります。そのためにも、市内業者の育成は今後とも必要であり、各部署で行う発注業務につきましても、ガイドラインに沿った随意契約を行うよう適切に指導していきたいと思っております。

また、職員の随意契約に対する理解度というものは、このガイドラインの作成によりましてかなり高まっておると思います。しかしながら、これらにつきましては、継続的に研修等を行っていく必要があると考えておりますので、そういった形では取り組んでいきたいと考えております。

○議長（土居恒夫） 岡崎議員。

○16番（岡崎純男） ぜひ市内業者の育成といったような面でも、競争してでも価格が安くなったと、しかし、年中仕事があるということになれば、その後継者というのは育つと思います。ある物件である程度利益が出たと、しかし、半年ほとんど仕事がないというような状況では市内業者が育っていきませんので、ぜひ価格の競争力もつけ、民間で仕事をしてもらえ、それから役所の仕事もしてもらえると。そうして、役所も年間通じて仕事が発注できると。これは安くすれば発注件数はもっと出せるわけです。建設課長が言った15億円ですね、昨日の同僚議員の質問の中でも、それぐらいのものが残っておるといったことがありますので、適切な競争をしていただいて、年中に仕事が発注できるとかというようなことも市長ぜひ考えていただきたいというように思います。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（土居恒夫） 1番 杉本理議員。

〔1番 杉本 理議員発言席〕

○1番（杉本 理） 日本共産党の杉本理でございます。よろしくお願いいたします。

質問に入る前に少しお時間をいただきたいのですが、今回の定例会の冒頭に、原総務課長への黙祷が実施されました。平山市長の施政方針演説においても、人となりや市長の思いが話され、まさに南国市にとってなくてはならない方であったと実感させられました。

私自身は、課長とお話しできた時間はほんのわずかですが、新人の私に対しても、あの温顔と優しい語り口で接していただいたことを本当にありがたく思っております。改めて心よりお悔やみ申し上げます。

それでは、通告しました5点について、市長及び関係課長にお伺いいたします。公的公立病院統廃合問題など質問が多少重複するかと思いますが、御容赦いただけたらと思います。

さて、質問の1点目ですが、12月議会に引き続き、国民健康保険税の引き下げについて市長及び関係課長にお伺いいたします。

国民健康保険は、加入世帯主の4割が年金生活者などの無職、3割が非正規労働者で、低所得者が多く加入する国の医療保険です。そもそも国保世帯の全国平均年収は2016年の統計で138万円で、ピーク時の1991年度と比較すると半減した一方、収入なし世帯が4分の1も占めています。国保加入世帯の半数が7割、5割、2割の法定減免措置を受け、また15%の世帯が滞納しているのは高過ぎる何よりの証拠です。滞納を理由に保険証を取り上げられ、自覚症状があっても我慢を続け、受診がおくれ、重大な事態になってしまった例が全国で後を絶ちません。

12月議会での私の質問に対し市長は、国保の負担はやはり重いという声を聞いている、負担感がかなりあるという声をよく聞くことが多いと答えていただきました。また、被保険者の方の負担軽減、そして子供の均等割の減免については、国の施策として対応するよう市長会からお願いをしている状況だともお答えいただきました。

そうした中、今議会の施政方針演説の中で、通常国会での日本経済は成長しているという安倍首相の発言を取り上げられましたが、本当にそうでしょうか。先日、学習の友社で発行されている月刊学習の友2月号に、日本国家公務員労働組合連合会、国公労連の井上さんの寄稿が掲載されておりましたが、市民、労働者目線から見ると、これはなかなか厳しいデータのオンパレードだなと感じました。

安倍政権は2012年の暮れに発足しておりますが、そこからの約6年間のデータを、一部ですけども紹介しますと、実質賃金は平均449万円から430万円まで下がり、18万円もの減、家計消費支出は約35万円の減、単身世帯における貯蓄ゼロ世帯の割合は33.8%から38%に増加、国

民1人当たりの名目GDPは2割も減少し、順位も世界15位から26位まで大きく下がってしまうなど枚挙にいとまがありません。市レベルでも、家計の応援をせないかんと思いますし、特に、市長が常々言われている若い世代への応援が今こそ必要ではないでしょうか。

国保は国の制度ではありますが、特別の事情があれば、地方税法第717条に基づいて減免することができます。若者世代の市外への流出が続いておりますが、真剣にとめたいと考えるのであれば、国保の減免措置をとり、子供だけでも少しでも値下げを実行してはいかがでしょうか。

そこで、質問ですが、施政方針では、令和2年度につきましては、被保険者の皆様の負担を変えずに運営を行うこととしておりますとなっておりますが、値上げも値下げもないということですね。この点について確認をさせていただきます。

それと、2021年度以降の国保税について、来年度、その次の年度ですね、上がるか下がるかなど見通しがありましたらお聞かせをお願いいたします。

2番目ですけれども、私のほうからも、JA高知病院統廃合問題について質問をさせていただきます。

12月議会において議発第3号地域医療を守り、公立病院等の維持・存続を国会と政府に求める意見書が全会一致で可決されました。意見書では、地域の実情を考慮していないし、公的病院の乱暴な統廃合、民営化や売却が地域と命の切り捨てにつながるものであり、決して認めることはできないと強い表現で批判をしております。

この問題で、幾つかのお宅でお話を伺いましたら、この問題を知らなかった方が多く、また厚労省が挙げる理由を伝えましても、わけがわからん、意味がわからんと、そういう声ばかりでした。

その厚労省が挙げる理由の一つに、車で20分の範囲に類似の機能を持った医療機関があるというものもありますが、車で20分の範囲に病院が1つでいいという議論は、この4万人の南国市にとって大変乱暴な議論ではないでしょうか。

また、ほかの公的病院と比較する基準として、2017年6月の1カ月間の数字を挙げています。その1カ月間の実績だけで選ぶことが、本当にその病院の実情を反映しているかは疑問です。実際、JA高知病院は、その1カ月間では、病棟の改編時期に当たりまして、病棟の稼働率46%とされてしまいましたが、その期間でなければ、実際は7割以上と聞いています。

先日、市北部の消防団の方に救急搬送についてお伺いしましたら、JA病院にお世話になることがたびたびで、搬送時間が短くて安心だと述べられていました。JA高知病院は、南国市

民にとっても、そして物部川流域3市にとってもなくてはならない病院だと思っております。

そこでお聞きしたいのですが、JA高知病院への評価、どんな病院なのか、果たしている役割、それから今回の計画への賛否について御答弁をお願いいたします。

3番目の質問項目といたしまして、災害時における、いわゆる福祉避難所について、自主防災組織、避難所運営マニュアルについてお聞きいたします。

日本では、阪神・淡路大震災、東日本大震災、熊本のあの大地震、そして近年の豪雨や台風被害などさまざまな災害を経験してきました。そのたびに新たな課題が見つかり、対処してきました。その課題の一つとして、福祉避難所の存在があるかと思っております。

先ほど挙げた大災害時、高齢者や障害を持った方々などの特別な配慮を求められる方々にとって、直接の被害だけではなく、必ずしも生活環境が十分に整備されたとは言えない一般的な避難所で長く生活することを余儀なくされ、その結果として健康を害し、復旧復興に向けての生活再建フェーズへの移行に困難を生じているケースがありました。また、避難所で一緒に避難生活をするのができず、被災した自宅で生活をせざるを得なかった方が多かったようです。こういった方々への配慮も、災害が起こる前にしっかりと準備をしておかなければならないのではないのでしょうか。

そこで、福祉事務所に5点お聞きいたします。

1点目は、そもそも福祉避難所とはどのようなところでしょうか、定義や位置づけをお答えください。

2点目は、南国市における福祉避難所の現状はどうなっておりますでしょうか。開所できる箇所数などもお願いできればと思います。

3点目は、南国市において、その対象とする人数、どれぐらいの人数を福祉避難所において受け入れられますか。

4点目は、要配慮者の把握、現時点でどれぐらいでなければ要配慮者がいるのかということの把握を現在どのようにされておりますか。

5点目は、今後避難所の入所定員等をふやす予定はあるのでしょうか。

質問が多くなりましたけれども、お答えいただければと思います。

次に、自主防や避難所ごとの計画策定状況ということで質問をさせていただきます。

第2期総合戦略素案の基本目標4として、安心して暮らすことができる魅力的な地域が掲げられています。また、基本的方向の1として、南海トラフ地震対策を初め、土砂災害、洪水に対する市民の防災意識の向上に取り組むとされています。そして、その具体的事業の一つとし

て自主防災組織支援事業が掲載されています。

そこで、危機管理課長にお聞きいたします。

自主防災組織の皆さんなどの御協力で避難所運営マニュアルが策定されてるかと思いますが、その策定状況をお聞かせください。

4つ目の質問項目です。

片山・稲生地区太陽光発電設備設置について質問をいたしますが、通告の(1)と(2)の順番を入れかえさせていただきます。御容赦願います。

12月議会でも質問をさせていただきましたが、その際の危機管理課長の答弁として、'98高知豪雨では、南国市内各所で道路、河川の損壊、崖崩れ、内水氾濫による床上床下浸水など甚大な被害が発生していると。また、物部川に何かあれば、建設予定地及び隣接地である里改田、片山、稲生地区も浸水する想定だとお答えいただきました。

昨年9月議会において、議発第2号として提出された太陽光発電の適切な導入に向けた制度設計と運用を経産大臣と環境大臣に求める意見書は、提出者、賛成者合わせて20名で提出をされ、全会一致で可決されました。全国的にも、この時期に、市だけでも42市の議会において同様の意見書が可決されております。また、昨年10月10日には高知県議会においても、太陽光発電を含む再生可能エネルギーについて同様の意見書が可決されております。

南国市議会で先輩議員の皆さんが可決された意見書に少し触れますが、そこでは、一部の地域において、防災、景観、環境面での地域住民の不安や固定価格買取制度による買い取り期間終了後に太陽光パネルが放置されるのではないかと懸念が生じているとし、今後こうした不安や懸念を払拭しつつ、地域と共生する形で再生可能エネルギーの導入をさらに促進する観点から、次の2点を要望するとしています。

1点目は、地域住民への事前説明を発電事業者が義務づけるとともに、地域住民との関係構築のために必要な取り組みをしてほしいということです。2点目は、発電事業終了後に太陽光発電設備の撤去及び適切な処分が確実にされるよう取り組みを進めてほしい。まさにこの内容を里改田の住民の皆さん、稲生の西立石の皆さんは求めていると思います。

全会一致で決めた議会の意思です。この点について市長の御所見をお伺いいたします。

今回の業者は、県のガイドラインにおいて、説明会の開催などにより事業についての地域住民の理解を得ることや、地域住民に十分配慮して事業を実施するよう努めることとされているのに、住民説明会の開催になかなか応じようとしませんでしたし、市への事業概要書の提出も年明けになってから、そして2回目の地元説明会開催はかたくなに拒み続け、あろうことか、

先日、週明け9日の月曜日から整地を開始すると通告してきました。

また、今回の予定地は、里改田遺跡包蔵地と思われる地帯でもあります。南国市のウェブサイトにおいて、南国市の歴史、文化を紹介しているページでは次のように紹介されております。田村を中心に遺跡が豊富で、南国市は価値ある歴史の宝庫であり、ロマンあふれる歴史遺産が豊富に残る土佐の中心地、まほろばなのですと書かれております。

文化財保護法の第3条では「政府及び地方公共団体の任務」が定められております。この第3条では、「政府及び地方公共団体は、文化財がわが国の歴史、文化等の正しい理解のため欠くことのできないものであり、且つ、将来の文化の向上発展の基礎をなすものであることを認識し、その保存が適切に行われるよう、周到の注意をもってこの法律の趣旨の徹底に努めなければならない」とされております。

また、その第4条では、「国民、所有者等の心構」として、「国民は、政府及び地方公共団体がこの法律の目的を達成するために行う措置に誠実に協力しなければならない」。また、関係者は、文化財が貴重な国民的財産であることを自覚し、これを公共のために保存し、文化的活用に努めなければならないともされております。

そこで、生涯学習課長にお伺いいたしますが、文化財保護法第93条に規定されている届け出は提出されておりますでしょうか。また、その第93条についてですけれども、業者とは、それについてどのようなやりとりをされているかお知らせください。

予定地は、地元の測量士の方が見たところ、一番高いところと一番低いところの差が約1,700ミリメートルほどあるのではないかということでした。これが事実であれば、業者のいう除草して整地程度、ちょっと土地をならしてということにはとどまらず、50センチ以上の切り盛りが発生する場合が出てくるかと思いますが、都市整備課にその旨の連絡、届け出はありますでしょうか。都市整備課長、お答えをお願いいたします。

次に、赤線、青線の関係でもお尋ねいたします。

予定地は法定外公共物、いわゆる赤線、青線が予定地のほぼ中央に存在し、その下に送電線を通す旨を聞いております。

そこで、建設課長にお伺いいたします。

いわゆる赤線、青線の地下に線を通す場合、どれぐらいの下であれば申請は要らないのでしょうか。また、この件については、建設課ではどのような手続を踏まなければならないのでしょうか。そもそも業者から連絡はありましたでしょうか。あれば、どのようなやりとりをされているのか、お知らせをお願いいたします。

この件について最後になりますけれども、環境課長にお伺いをいたしますけれども、12月の私の質問以降、業者とさまざまなことで連絡を取り合ってるかと思えます。業者側と市や県はどのようなやりとりをされたのか。つかんでいる範囲で構いませんので、お答えをお願いいたします。

5項目の最後、北方領土問題についてお伺いをいたします。

先月の広報に北方領土問題が掲載をされましたけれども、そのことですが、毎年2月は北方領土返還運動全国強調月間であり、全国各地でさまざまな取り組みがなされました。

今、日本を含む北東アジア地域には、幾つかの領土に関する紛争問題が存在しています。日本がかかわる問題としては、尖閣諸島問題、竹島問題、そして今回の千島問題と3つの領土に関する紛争問題があります。

領土問題の解決そのものは、関係する2つの当事国間での冷静な外交的交渉によって図られるべきです。歴史的事実と国際法に基づく冷静な外交的解決に徹することが重要です。力による現状変更、武力の行使及び威嚇など紛争をエスカレートさせる行動を厳に慎み、国際法にのっとり、友好的な協議及び交渉を通じて紛争を解決する行動規範を結ぶことこそが必要だと感じています。

日本共産党は、日ソ、そして日ロ領土問題の解決の政策として、1、北海道の一部である歯舞、色丹については、中間的な友好条約によって速やかな返還を求める。2、千島列島返還を内容とする平和条約を締結するという段階的な解決を主張してきました。

御存じの方も多いかと思いますが、この問題の歴史的経緯に若干触れますと、まず、そもそも歯舞群島と色丹島は北海道の一部です。次に、1855年の日露通好条約で国後、択捉が日本領に画定しました。1875年に結ばれた樺太千島交換条約でウルップからシュムシュまでの北千島が日本領に画定しました。

第2次世界大戦の際、連合国は、領土不拡大を戦後処理の大原則にすることを繰り返し宣言しています。対日戦の戦後処理についても、連合国は1943年のカイロ宣言で、同盟国は自国のために利得を求めず、また領土拡張の念も有しないこと。また日本は、暴力及び貪欲により日本国の略取したる一切の地域から駆逐されることを宣言しています。これは、領土不拡大という当時の国際的な民主主義の道理に合致したものです。

千島列島の引き渡しは1945年のヤルタ協定に書き込まれたことは、領土不拡大という戦後処理の大原則に明白に違反する不公正なものでした。領土不拡大の原則に立つ以上、日ロ両国が、戦争などの手段に訴えることなしに国境を画定し合った平和的な領土交渉の到達点を日ロ両国

間の国境画定の土台に据えることは当然のことです。すなわち、1855年の日露通好条約、1875年の樺太千島交換条約の結果、全千島列島が日本の歴史的領土となり、そして日ロ領土交渉に当たっては、この到達点を土台に据えるべきであります。この立場の交渉を行ってこそ、歯舞、色丹が北海道に戻り、国後、択捉の返還の道が開け、全千島も展望に入ってくるのではないのでしょうか。

さて、質問を2点いたします。

1つ目は、今回、北方領土問題について、広報なんこく2月号に掲載がされておりますけれども、掲載するに至った経緯を企画課長にお伺いいたします。

2点目は、市長にお伺いいたしますけれども、北方領土問題について、市長はどうお考えなのか、お答えをお願いいたします。

以上で1問目といたします。よろしくお伺いいたします。

○議長（土居恒夫） 答弁を求めます。市長。

〔平山耕三市長登壇〕

○市長（平山耕三） 杉本議員さんの御質問にお答えいたします。

まずは国保についてでございますが、前回の議会の中でもお答えしましたとおり、先ほど杉本議員さんからも私の答弁をお示しいただいたところでございますが、市民の負担感というのは、やはり重たいというふうに、それはもちろん思っております。前回の答弁どおりでございますし、私の友人も、東京から高知へ引っ越してきた者もおりまして、そのときに東京でも国保であったということで、高知へ転入してきたときに、その国保の高さに驚いたということも申しておりました。そういうことで、かなり都会と地方との差というものもあるというふうにも思っております。そういった意味では、やはり日本全体の問題として捉えるということが必要であろうと思っております。

これからも、前回の御答弁で申し上げましたが、国がその財政的な部分の責任を持つということを要望してまいりたいと思うわけでございます。国が、今後も国保の財政的な支援という形で、さらなる国保への負担といたしますか、国庫補助というものを充実させていただきたいと思うところでございます。

国保については以上でございます。

続きまして、JA高知病院でございますが、本議会でも西川議員さん、前田議員さんからも御質問いただいたところでございまして、JA高知病院は、救急医療、小児・周産期医療、災害医療などの部門で、民間医療による提供が困難な機能の提供を行っていただいております。

あります。そのことから、公的病院としてその役割は十分果たされているとっております。

今般の公表によりまして、直ちに再編統合の方向性を決定するものではないとっておりますし、今後、議論のスタートであるとの国の見解が示されております。病院を利用している地域住民の皆さんや公表後の病院運営など関係者に与える影響が心配もされるところであります。

いずれにしましても、JA高知病院は、地域の中核病院として、その果たす役割は非常に大きいものでありまして、南国市にはなくてはならない病院であると思っております。ですので、一律の基準による判断ではなく、地域の実情を十分に踏まえた今後の検討がなされるよう、市としてもその存続につきましては努めていきたいと考えております。

続きまして、太陽光発電施設の9月議会意見書をどう捉えてるかということでございますが、9月議会の太陽光発電の適切な導入に向けた制度設計と運用を求める意見書の件でございます。

この件につきまして、片山地区の太陽光発電につきましては、1月末に地元の皆様から太陽光発電中止を求める陳情をいただきまして、そのお気持ちもお聞かせいただいたところでございます。その際に申し上げたことでございますが、建設は届け出制ということでございまして、法的に縛るのが難しい現状があるということでございます。そのため、国へ9月議会のこの意見書の内容を求めていくしか方法がないと思うところでございまして、市長会を通しましても国へ要望を上げてまいりたいと思っております。

最後に、北方領土問題でございますが、北方領土問題についてどのように考えているかということでございます。

歯舞群島、色丹島、国後島、択捉島から成る北方4島、いまだかつて一度も外国の領土となったことのない我が国固有の領土でありまして、この北方4島の帰属の問題を解決して平和条約を締結するというのが政府の一貫した基本方針でありますので、これに基づいてロシアとの交渉が進められていると認識しているところでございます。

北方領土問題は、まさに国家主権にかかわる課題でありますので、交渉は多難であるとは思いますが、北方4島の返還を一日も早く実現できるよう交渉を続けていただきたいと思います。

○議長（土居恒夫） 市民課長。

〔崎山雅子市民課長登壇〕

○市民課長（崎山雅子） 杉本議員の国民健康保険税についての御質問にお答えいたします。

国保税につきましては、令和2年度は、前年度比3,417万円減の9億7,498万円を計上させていただきます。

国保につきましては、被保険者が年々減少しておりますことから、本年度も対前年度では減収となりますが、今のところ基金を取り崩すことはなく運用できる見込みでございます。令和2年度につきましても、被保険者の皆様の御負担は変えないということで運用できると見込まれますので、税率は変更しないという考え方で予算計上をいたしました。

ただ、被保険者数につきましては、ここ5年を見ると、年平均約400人弱減少しております。そのため、このままの税率でいきますと、国保税収入は年々減少することとなり、令和3年度からは基金の取り崩しが予測されます。このようなことも考慮しながら、引き続き基金を活用し、被保険者の皆様の大幅な負担増につながらないような運営を行ってまいります。

また、同時に、医療費が県への納付金に影響をいたしますので、交付金を活用して特定健診の受診率の向上を図るなど医療費の適正化にも引き続き取り組んでまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（土居恒夫） 長寿支援課長。

〔島本佳枝長寿支援課長登壇〕

○長寿支援課長（島本佳枝） 杉本議員さんのJ A高知病院統廃合問題についての御質問にお答えいたします。

先ほど市長から答弁がありましたように、J A高知病院は、南国市にとりまして、民間医療による提供が困難な機能の提供を行う公的病院と位置づけております。

南国市消防からの救急搬送件数につきましては、直近では、令和元年1月から12月までの1年間で364件の受け入れ件数となっており、平成26年から比較して114件増加しております。また、県内の中央東支部の災害拠点病院として位置づけられております。

さらに、小児科・産科では、高知大学医学部附属病院を除いて市内で唯一入院、出産ができる病院であり、南国市、香南市、香美市の3市が共同で進める在宅医療と介護の連携事業への参加や、認知症施策の推進として市が取り組みを進める認知症サポーター養成講座には、J A高知病院の職員の皆さんに受講していただいております。地域に根差した医療機関として、その存在は非常に大きいものと考えております。

今回の公表を受けまして、今後、地域医療構想調整会議において、将来あるべき医療提供体制を実現するための議論が進められる予定であります。地域の実情を踏まえた再検証、見直しについての議論がなされるように、本市といたしましては、地域におけるJ A高知病院の果たす役割を示していきたいと考えております。以上でございます。

○議長（土居恒夫） 福祉事務所長。

〔池本滋郎福祉事務所長登壇〕

○福祉事務所長（池本滋郎） 杉本議員さんの質問にお答えいたします。

まず最初に、福祉避難所とはとのことですが、災害発生後、一般的な避難所では生活に支障がある方を対象に、特別な配慮がされた施設を福祉避難所として位置づけております。

福祉避難所の指定基準といたしましては、災害対策基本法施行令におきまして、高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられていること。要配慮者が相談し、または助言その他の支援を受けることができる体制が整備されていること。要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されること、と規定されているところでございます。災害発生後、必要に応じ、福祉避難所指定施設の運営事業者に対し開設を要請することとなります。

また、南国市の福祉避難所の現状につきましては、福祉避難所指定の施設は、まず本市と災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定を締結しております、社会福祉法人など11事業者の14施設が南国市内にございます。また、香美市、香南市、大豊町とともに災害時における広域福祉避難所の設置運営に関する協定を締結しております4事業者6施設のうち、2施設が南国市内に、4施設が香美市内にございます。

なお、これまで一般避難所が開設されました台風や豪雨の際等に、福祉避難所の開設を要請した例はございません。

また、南国市の福祉避難所の定員受け入れということですが、福祉避難所では、要配慮者とその家族と介助者がともに避難することを想定しております。施設ごとの受け入れ想定人数を示していただいておりますが、施設の被災状況等により、その人数は大きく変わってまいります。一部施設での実施ではありますが、開設・運営訓練の結果、そもそも最大想定人数を大幅に下方修正する必要も生じておるところです。発災後、協定先の各施設の状況を確認し、その受け入れ可能人数に応じて福祉避難所開設を要請し、一般避難所での生活に支障を来している方の避難に対応していくこととなります。

また、南国市の要配慮者数ですが、災害時には、必要に応じ福祉施設や病院等へ緊急入所や一時入所、入院について要請を行うほか、緊急入所や一時入所、入院ができない、またはそれに至らない程度の要配慮者の避難所として福祉避難所を開設します。

現在、要配慮者に該当すると思われる障害者、要介護認定者、難病患者、75歳以上の高齢者等の総数は、2月末現在で約7,600名です。ただし、この人数には乳幼児や妊婦、外国人は含まれておりません。また、要配慮者には避難行動要支援者が含まれておりますが、この避難行

動要支援者に該当する方は約900名です。

要配慮者全員が福祉避難所への避難を要するとは考えておりませんが、福祉避難所に滞在できる人数に限りがあることから、どなたを対象にするのか、発災時には慎重な判断が必要だと認識しております。

また、今後、福祉避難所の入所定員をふやす予定は、という質問でございますけれども、南国市内もしくは近隣の福祉避難所の開設が可能であるとする施設とは、既に福祉避難所の設置運営に関する協定を結んでおる経緯もございますので、今後は、本市以外への広域避難等も含め関係各所と協議を行ってまいります。以上でございます。

○議長（土居恒夫） 危機管理課長。

〔山田恭輔危機管理課長登壇〕

○危機管理課長（山田恭輔） 杉本議員さんの避難所運営マニュアルの策定状況について、お答えをいたします。

本市の避難所運営マニュアルは、指定避難所53カ所の全てにおいて作成しておりますけれども、計画が施設管理者側から見た内容となっているため、現在、避難者の視点を取り入れたマニュアルの策定に取り組んでおります。

災害時に避難所運営に携わっていただく地域の自主防災会などの協力を願い、それぞれの指定避難所におけるマニュアルの策定を進めているため、本年度までで完成しているマニュアルは14カ所となっております。

また、完成したマニュアルにおきましても、訓練を重ねることにより課題点が見つければ修正を加えていくようにしております。以上でございます。

○議長（土居恒夫） 生涯学習課長。

〔中村俊一生涯学習課長登壇〕

○生涯学習課長（中村俊一） 文化財保護についてのお尋ねがございました。

私有地の埋蔵文化財包蔵地で掘削を伴う開発行為を行う場合、文化財保護法第93条の規定による届け出をいただく必要がございます。届け出が出されますと、届け出書その他添付書類により掘削を伴う工事が遺跡に与える影響を勘案し、試掘の必要性があれば試掘を行います。試掘は本調査の必要性を判断するものとなっております。また、試掘の必要性がないとなれば、慎重に工事をしていただきます、あるいは立会をさせていただきますという判断になります。

今回、当該事業者からの届け出がございまして、その結果は慎重工事をお願いするという判断をいたしまして、県に送達して、県からも慎重工事という回答があつてございます。以上で

ございます。

○議長（土居恒夫） 都市整備課長。

〔若枝 実都市整備課長登壇〕

○都市整備課長（若枝 実） 杉本議員の片山地区太陽光発電設備についての御質問にお答えいたします。

令和2年2月20日に本市都市整備課の職員が太陽光発電事業者に連絡し、土地の造成を行うかについて問い合わせを行いました。事業者によりますと、盛り土は行わず、草刈りと整地程度のみを実施し、現状の環境を大きく変更することはないとの御回答でございました。また、事業者に対しまして、造成工事がある場合、一定規模以上であれば、建築行為がなくても市の条例による届け出が必要になることにつきましても御説明をさせていただきました。以上でございます。

○議長（土居恒夫） 建設課長。

〔西川博由建設課長登壇〕

○建設課長（西川博由） 杉本議員の質問にお答えします。

赤線、青線と言われるものは法定外公共用財産になります。南国市といたしましては、南国市法定外公共用財産管理条例におきまして、深度の規定はございませんが、敷地の占用をする場合には占用許可、工事がある場合には工事許可が必要でございます。

この場所についての業者さんとのやりとりということは、当課ではございません。

○議長（土居恒夫） 環境課長。

〔谷合成章環境課長登壇〕

○環境課長（谷合成章） 杉本議員さんの業者とのやりとりについての御質問にお答えいたします。

本年1月7日に太陽光発電事業者より連絡がございまして、1月9日に事業概要書の提出がありました。その際、本市議会へ請願が出されていることを伝えるとともに、県のガイドラインを遵守いたしまして地元の合意を得るよう求めております。また、高知県新エネルギー推進課には、事業概要書及び業者とのやりとりを情報共有いたしております。

その後、2月19日に事業者より連絡がございまして、地元とやりとりをしている中で、行政に協力を求めていると言われたのでお聞きをしたいということでございました。本市には太陽光発電中止を求める陳情もあり、重ねて県のガイドラインを遵守し、地元の合意を得るよう求めるとともに、県にも直接協力を求めているとお聞きしておりますので、県の新エネルギー推

進課へ連絡するよう伝えました。

また、新エネルギー推進課に確認を行いましたところ、同日、業者から連絡があり、地元合意を得るよう説明会の開催を求めたとのことでした。以上でございます。

○議長（土居恒夫） 企画課長。

〔松木和哉参事兼企画課長登壇〕

○参事兼企画課長（松木和哉） 杉本議員さんから、北方領土問題について広報なんこく2月号に記事を掲載した経緯について御質問がございましたので、お答えをいたします。

経緯といたしましては、昨年12月、市長宛てに北方領土返還要求運動高知県民会議会長、また高知県文化生活スポーツ部部長の連名によって、北方領土返還要求運動の啓発活動に係る広報についての依頼の文書が届きまして、市広報紙への領土問題に対する啓発記事の掲載について協力依頼がございましたので、広報なんこく2月号に掲載をいたしました。以上でございます。

○議長（土居恒夫） 昼食のため休憩いたします。

再開は午後1時であります。

午後0時2分 休憩

————◇————

午後1時 再開

○議長（土居恒夫） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き一般質問を行います。1番杉本理議員。

○1番（杉本 理） 午前中に引き続き、2問目に移らさせていただきます。

それぞれ皆さん、御答弁ありがとうございました。

まず初めに、国民健康保険税についてですが、市長からは、12月議会に引き続いてさらに思いを語っていただきまして、本当にありがとうございました。そういう思いを大事にさせていただいて、また課長からは、3年度以降できるだけ上げないように運営に努めるというふうにお答えいただきましたので、ぜひその線で今後とも運営をしていただけたらと思います。

私は12月議会で、子供の均等割をぜひ廃止していただけないかというふうに質問をさせていただきました。そのときは、小学校卒業まで、中学校卒業まで、高校卒業までなど4段階に分けて試算を出していただきましたけれども、今後、それ以外にも、多子世帯への軽減ですとか免除ですとか、そんなことも引き続き御検討いただけたらと思います。

2番目のJA高知病院につきましてですけれども、公的公立病院統廃合問題、これに関する

御答弁ありがとうございました。今議会での質問、答弁、そして市民の思いを課長や市長にはさまざまな場面でお伝えいただきますようお願い申し上げます。

福祉避難所について、詳細な御答弁ありがとうございました。行政としても、せっかく助かった命への手助けを今後とも考えていただけたらと思います。

答弁では、主に障害者、要介護認定者をどうするかということでお答えいただけたかと思えます。福祉事務所の意義づけ、定義の中で述べられた要配慮者の中には、乳幼児や妊婦さんなども入ってるかと思えます。この方たちへの対策はどのようになっておりますでしょうかということをお聞きしたいと思えます。

赤ちゃんは夜中でも昼でも構わずに泣きますし、それから、授乳の際には周りの目は当然気になります。また、幼児は走り回り、そういった場合の親の気兼ねやストレスは尋常なものではないと、実際に乳幼児を育てている身として容易に想像ができます。

先日の高知新聞に掲載されておりましたが、京都市や東京都文京区など県外では、妊産婦と新生児に特化した避難所を整備する動きもあります。また県内では、地域の保育所を福祉避難所として活用する自治体は、土佐市で12カ所、室戸市で1カ所あると掲載されておりました。

また、同じ紙面では、西日本豪雨の際に、母子支援のために出向いた保健師さんの話が載っていましたが、乳児を抱えた母親は、実は避難所に一人もいなかったそうです。災害のたびに大勢の被災者が体育館で雑魚寝する映像をテレビなどで目にします。赤ちゃんを抱えた親が、あんなところへは行けないと思ひ、避難所に行かなかったとしても不思議ではないと思えます。結果的に食料や紙おむつ、ミルクの配付、専門家のケアなどが受けられなくなり、苦労した家庭も少なくなかったのではないかと思います。

乳幼児やその親、そして妊婦に特化した避難所を設置する、これがベストだとは思いますが、これが無理であれば、普通の避難所の中に福祉スペースを設けたり、避難所が学校であれば特別教室を活用したりなどは考えられますでしょうか。その点についてお答えをお願い申し上げます。

危機管理課長からは、各避難所の運営マニュアルの策定状況についてお答えをいただきました。

危機管理課長にお聞きしますが、福祉事務所長にもお聞きした要配慮者への配慮ですが、避難所運営マニュアルでは、位置づけられている地域があるのでしょうか。把握している範囲で構いませんので、把握しているようであればどのような内容であるか、教えていただければと思います。

4項目めの片山、稲生地区太陽光発電設備についてお答えいただき、ありがとうございました。また、急に御答弁をお願いした課長の皆さんには本当に御面倒をおかけいたしました。ありがとうございました。

お答えいただいた中で、さらに質問をしたいことが幾つか出てまいりましたので、この件についても2問目を質問させていただきます。

まず建設課長にお伺いしたいんですけれども、赤線、青線のことを午前中に取り上げましたけれども、この占有についてということと、それから用地の境界については確認はされておりますでしょうか。このことについて質問をさせていただきます。

次に、この件について、引き続き都市整備課長にお伺いいたします。

今回、業者のほうからは、50センチ以上の切り盛りはせんということで電話でのやりとりはされてるということですが、ひょっとこのまま届け出をなしで、そういう課長への言明を覆して切り盛りをした場合にはどうなりますかという質問です。切り盛りするような面積にも応じて変わってくるかと思えますけれども、御指導のプロセスなんかも示していただけたらありがたいと思います。

環境課長にお伺いいたします。

業者からは、2回目の住民説明会はしないというふうに、地元の会長のほうに連絡がありました。課としては、こういうことに対して、どのような対応ができるでしょうか。それについてお答えをお願い申し上げます。

5項目めの北方領土問題です。御答弁ありがとうございました。

僕自身は、歯舞群島、色丹島がある北海道出身ですので、この問題については、もっとスペースをとって南国市民にアピールしてほしいという思いはありますけれども、スペースの都合もあるでしょうから、今回のような依頼がありましたら、またぜひ掲載をお願いできたらと思います。私自身も、一日も早い全千島の返還に向け頑張ります。

それでは2問目は終わります。御答弁をお願い申し上げます。

○議長（土居恒夫） 答弁を求めます。福祉事務所長。

○福祉事務所長（池本滋郎） 先ほど議員から御指摘のありました妊産婦や乳幼児、こちらにつきましても、確かに、現在指定している福祉避難所が主に老人ホームや身体、知的障害者施設であることから、現状なかなか対応が難しい状態でございます。

先ほど質問の中にもございましたけれども、議員のおっしゃられるように、一般避難所の中で福祉スペースを区切る、もしくは学校等の空き教室を活用する、それらのことにつきまして

は、今後、関係各課と検討していきたいと思っております。以上でございます。

○議長（土居恒夫） 危機管理課長。

○危機管理課長（山田恭輔） 一般避難所におけます先ほど御質問がありました乳幼児や妊婦の避難スペースという御質問でございますが、現在策定をしております14カ所の避難所運営マニュアルの一部になりますけれども、学校や小学校などのようにスペースのあるところにおきましては、女性更衣室と授乳室を一緒にしたようなスペースを構えております。また、それとは別に要配慮者スペースといったことで一つまた別にスペースを構えているなど、施設のスペースに余裕があるところにつきましては、そういった配慮をさせていただいております。

また、ほかのところにつきましては、やはりスペースの関係もございますので、今後、自主防災組織などとも協議を進めて、どうするかといったような検討も進めてまいります。以上でございます。

○議長（土居恒夫） 建設課長。

○建設課長（西川博由） お答えいたします。送電管ですか、占用の必要があるということで、占用の許可、また工事の許可が必要であること、それと、それに伴って農道、水路の幅等、境界の確認が必要であるということを現在連絡中でございます。

○議長（土居恒夫） 都市整備課長。

○都市整備課長（若枝 実） 杉本議員の2問目にお答えをいたします。

50センチ以上の切り土または盛り土によります地盤高の変更がもしあった場合ということでございますけれども、今回の場合、開発区域面積は1,000平米を超えていると思われまので、開発区域面積が1,000平方メートルを超えて、かつ50平方メートル以上50センチを超える地盤高の変更があった場合には、南国市土地開発適正化条例によります届け出が必要ということになろうかと思えます。

それで、明らかに50センチ以上の地盤高の変更が50平米以上あるということが確認できましたら、本市のほうから事業者に対しまして、適正化条例によります届け出を出してくださいという指導を行います。そして指導を行いまして、その届け出がもし提出された場合に、その届け出が本条例による基準に適合していないとかいう場合がございますら、改善命令を出します。改善命令により、なお是正されない場合は、工事施工業者に対しまして工事の中止または原状回復等の措置命令というものをすることになろうかと思えます。それでもなお、その命令に違反した者は、6カ月以下の懲役または10万円以下の罰金に処すという罰則がございます。以上でございます。

○議長（土居恒夫） 環境課長。

○環境課長（谷合成章） 議員さんの2問目の御質問にお答えいたします。

地元のほうへは、2回目の説明会はしないという連絡が来たということでございます。情報共有につきましては、1問目で申し上げましたとおり、高知県新エネルギー推進課と密にしておりますので、連携をとりまして説明会、また地元の合意を得るよう求めてまいりたいと考えております。以上です。

○議長（土居恒夫） 杉本議員。

○1番（杉本 理） 皆さん、お答えいただきありがとうございます。

太陽光発電設備につきましては、再度の質問にお答えをいただきまして、本当にありがとうございました。

今回お答えいただいたことで、1問目、2問目を通して感じたことは、必要な連絡や届け出を事前に、かつ早期にしない。企業倫理というものを考えたときに、ちょっとどうなのかなと思わざるを得ない企業なんだなということを改めて実感させられました。

SDGsという単語が頻繁に世の中に出てくるようになり、新エネルギーにもさらなる普及が喫緊の課題ではありますけれども、それも地元の皆さんとの関係性をきちんと保ってこそのことになるかと思えます。引き続きさまざまな部署の皆さんにはお世話になることと思えますが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

以上で終わります。ありがとうございました。

○議長（土居恒夫） 4番神崎隆代議員。

〔4番 神崎隆代議員発言席〕

○4番（神崎隆代） 公明党の神崎隆代です。

質問前に一言述べさせていただきます。

原課長の突然の御逝去は、いまだに受け入れがたいものがございます。小学校が一緒だったこともあり、親しみやすく相談しやすい課長でした。総務課長となり、これからさらに手腕を発揮されるだろうというやさきであり、悔しい限りです。原康司総務課長の御冥福を心よりお祈りいたします。

コロナウイルスに関しても、一日も早い収束を願うばかりです。

それでは、通告に従いまして一般質問を行います。

1項目めは、子ども家庭総合支援拠点についてです。

市町村における児童相談体制の強化を図るため、子ども家庭総合支援拠点の設置が児童虐待

防止対策体制総合強化プランに基づいて全国的に進められております。この子ども家庭総合支援拠点について、制度の概要を御説明願います。

○議長（土居恒夫） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（池本滋郎） 平成28年5月に成立しました児童福祉法の改正において、市町村は、子供が心身ともに健やかに育成されるよう、基礎的な地方自治体として子供及び妊産婦の福祉に関し必要な実情の把握に努め、情報の提供を行い、家庭その他からの相談に応じ調査及び指導を行うとともに、その他の必要な支援に係る業務を適切に行わなければならないことが明確化されました。

また、全国的に、都道府県が虐待相談を受けて対応したケースのうち、その多くは施設入所等の措置をとるに至らず、在宅支援となっておりますが、その後に重篤な虐待事例が起こる場合が少なくない実態があります。市町村が身近な場所で子供やその保護者に寄り添って継続的に支援し、子供虐待の発生を防止することが重要であるため、市町村を中心とした在宅支援の強化を図ることが盛り込まれております。

また、支援拠点における運営に関する基準及び設備についても、市区町村子ども家庭総合支援拠点設置運営要綱で定められました。この要綱では、拠点が福祉、保健・医療、教育等の関係機関と連携しながら責任を持って必要な支援を行うことを明確化するとともに、保健福祉センター内にある子育て世代包括支援センターやこども相談係が対応している要保護児童対策地域協議会、要保護児童対策調整機関との関係整理や児童相談所との連携、協働のあり方など、適切な運営が行われるようにするための基本的な考え方が示されております。以上でございます。

○議長（土居恒夫） 神崎議員。

○4番（神崎隆代） 南国市では、保健福祉センターに設置された子育て世代包括支援センターを基点とした妊娠期から子育て期までの切れ目のない総合的な子育て支援サービスの提供がなされております。子ども家庭総合支援拠点については、地域の実情に応じた多様な運営方法をとることができるようですが、このネウボラとの連携を含めた体制の整備についてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（土居恒夫） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（池本滋郎） 支援拠点は、児童人口規模に応じて幾つかの種類がございます。本市で設置する場合は、児童人口おおむね0.9万人未満、人口5.6万人未満の小規模A型に分類され、保育士、保健師、教員免許等の資格が必要な子供家庭支援員を常時2名以上雇用するこ

とが条件となっております。

また、支援拠点は、児童相談所、養育支援訪問事業等の関係機関等の連絡調整を行う要保護児童対策調整機関を担うと同時に、特定妊婦等を対象とした相談支援等を行う役割も担っているため、子育て支援施策と母子保健施策との連携、調整を図り、より効果的な支援につなげるための同一の機関が支援拠点と子育て世代包括支援センターの2つの機能を担い、一体的に支援を実施することが望ましいとされております。

もし別の機関がそれぞれの機能を担う場合には、適切な情報共有とともに、子供の発達段階や家庭の状況等に応じて連携、継続した支援が行えるような体制整備や、それぞれの機関がおのおのの機能を担うことによる業務の漏れ防止のため、担うべき業務を所掌事務規程等で明確化することが求められております。

また、当然のことながら、子供とその家庭及び妊産婦の状況に応じて、さまざま社会資源を活用して包括的な支援に結びつけていく役割も担っており、庁内関係部局、特に保健、教育、福祉とは情報の共有を含む緊密な連携が不可欠であり、これらを相互に結びつけるネットワークの中核機関となることも必要でございます。以上でございます。

○議長（土居恒夫） 神崎議員。

○4番（神崎隆代） 県内では、香南市といの町が既に設置をしており、高知市も立ち上げの準備をしていると県は認識しておりました。南国市で子ども家庭総合支援拠点を2022年までに設置するための課題をお聞きいたします。

○議長（土居恒夫） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（池本滋郎） 現在、こども相談係では、正職員3名と嘱託臨時職員6名が勤務しており、合計9名のうち8名が子ども家庭支援員の有資格者であるため、現時点で子ども家庭総合支援拠点を名乗ることは可能です。しかしながら、さきに申しあげました市区町村子ども家庭総合支援拠点設置運営要綱には、支援拠点に配置する職員の計画的な育成や職員の資質向上がうたわれております。

しかしながら、現在、こども相談係の職員9名中5名については1年未満の経験年数しかございません。十分な対応スキルが身につけているとは言いがたいこと、また同要綱の支援拠点には、相談室、親子の交流スペース、事務室その他必要な設備を設けることを標準とする。なお、支援拠点としての機能を効果的に発揮するためには、一定の独立したスペースを確保することが望ましいという条件がありますけれども、現状ではこの要件を満たしておりません。

さらに、子育て世代包括支援センターとの業務分担につきましても、所掌事務規程等で明確

化できているとは言いがたいなど幾つかの課題がございますので、もう少しの御猶予をいただきたいと考えております。以上でございます。

○議長（土居恒夫） 神崎議員。

○4番（神崎隆代） 現在のこども相談系の体制を整えて看板を上げようとお考えだと思いますが、今の場所では到底無理があるのではないのでしょうか。関係部局間の緊密な連携を考えると、妊娠から子育てまでの一貫した支援の中核である保健福祉センター内での設置が望ましいとも思います。

子ども家庭総合支援拠点は、子育て家庭のリスクに応じた適切な対応をしていく必要がありますので、そこに行けば全ての支援を安心して受けることができるという場所となるような体制を整えてほしいです。福祉事務所長、保健福祉センター所長の思いをお聞かせください。

○議長（土居恒夫） 保健福祉センター所長。

○保健福祉センター所長（土橋 愛） 妊娠期から子育て期までの切れ目ない総合的な支援体制をつくっていくことは、母子保健と児童福祉との共通の目標です。

平成31年4月に支援を要する妊婦の基準を近づけるために、母子保健と児童福祉が共通のリスクアセスメントシートを作成しました。また、福祉事務所、保健福祉センター、中央東福祉保健所、中央児童相談所による4者会議を立ち上げ、保健福祉機関と医療機関との連携の先進地である大阪府高槻市をモデルにした仕組みづくりを進めております。

保健福祉センター内での設置という御提案をいただきましたが、施設のスペース、また機構の体制のこともございますが、そういうことも考慮しながら、今後とも母子保健と児童福祉の連携を強化して、地域における見守り体制を充実していきたいと考えております。

○議長（土居恒夫） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（池本滋郎） 保健福祉センター内での設置ということになりますと、現在の機構、人員体制にもかかわってまいります。今後は、関係各課とも協議の上、一番よい方法を検討していきたいと考えております。以上でございます。

○議長（土居恒夫） 神崎議員。

○4番（神崎隆代） 連携をされまして体制を整えていただきたいと思います。また、職員の定着やスキルアップに加えて、職員へのフォローもしっかりできるような配慮もお願いいたします。

2項目めの質問に移ります。

施政方針にあったGIGAスクール構想についてお聞きいたします。

学校教育のICT化を推進するGIGAスクール構想は、全国の小中学校の子供一人に1台のパソコンを配備することが柱だと思いますが、教育次長から詳しく御説明いただけますか。

○議長（土居恒夫） 教育次長。

○教育次長兼学校教育課長（伊藤和幸） 御質問いただきました件でございますが、Society 5.0時代と言われますように、経済発展と社会的課題の解決を両立する新たな未来社会というものを生きる子供たちにとりまして、教育におけるICTを基盤とした先端技術等の効果的な活用が求められる一方、現在の学校ICT環境の整備はおくれているとも言われております。自治体間の格差も大きく、令和時代のスタンダードな学校像といたしまして、全国一律のICT環境整備が必要であるという社会的な要請があることは御承知のことと存じます。

このような中、一人1台端末及び高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備するとともに、並行いたしましてクラウドの活用推進、ICT機器の整備調達体制の構築、利活用優良事例の普及、利活用のPDCAサイクルの徹底等を進めることで、多様な子供たちを誰ひとり取り残すことなく、全国の学校現場で持続的にICT教育を実現させるものとしまして、GIGAスクール構想があるというふうに認識をしております。以上でございます。

○議長（土居恒夫） 神崎議員。

○4番（神崎隆代） 大変わかりやすくコンパクトにまとめていただき、ありがとうございます。

教育委員会として、これまでもICT教育に取り組んでこられました。これまでの推進状況について、どのように総括しておられるのか、成果と課題を含めてお聞きいたします。

○議長（土居恒夫） 教育次長。

○教育次長兼学校教育課長（伊藤和幸） ICT支援員を配置しております奈路小学校、久礼田小学校は、御存じのように、2011年3月に総務省の絆プロジェクト事業によりましてICT機器を整備いたしました。その後、IWBという電子黒板を活用した授業の推進を図ってまいりましたので、両校では、そうしたICT機器を利用した授業改善が進んだり、児童一人一人のパソコン活用のスキルが向上してきたことは成果だと考えております。

しかしながら、市内全体というふうに考えますと、ネット内映像の視聴や、それからネット検索による調べ学習など学習指導要領の趣旨に沿った主体的、対話的で深い学びに向けての効果的なICT機器の活用ができているかと言えば、そこにはまだまだ課題があるというふうに考えております。以上でございます。

○議長（土居恒夫） 神崎議員。

○4番（神崎隆代） このGIGAスクール構想の実現に向けまして、3月補正でICT環境整備事業費として2億3,809万5,000円が予算計上されております。今回、どこまでの環境整備となるのか、お聞きいたします。

○議長（土居恒夫） 教育次長。

○教育次長兼学校教育課長（伊藤和幸） 3月補正で計上させていただきました中身につきましては、各校内の高速大容量の通信ネットワークの整備を令和2年度中に行います。あわせて、一人1台端末としまして、小学5年生、6年生と中学1年生の端末約1,200台分を整備するということで予算計上をさせていただきました。以上でございます。

○議長（土居恒夫） 神崎議員。

○4番（神崎隆代） 続いて、来年度以降の整備計画スケジュールをお聞きいたします。

○議長（土居恒夫） 教育次長。

○教育次長兼学校教育課長（伊藤和幸） 国が示しておりますロードマップに従いまして、令和2年度、来年度ですけれども、まずは、先ほど申し上げましたが、高速大容量の通信ネットワークの整備と小学5、6年生と中学1年生の端末をまず整備いたします。令和3年度は中学2年生、3年生の端末を、令和4年度は小学校3、4年生の端末を、さらに令和5年度には小学1年生、2年生の端末を順次整備をしてまいります。そして、児童生徒の一人1台端末とあわせて、教員に対しましても必要な台数を同時に整備してまいります。小学校は学級数分と専科教員分を、中学校は全授業担当者分の準備を進めてまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（土居恒夫） 神崎議員。

○4番（神崎隆代） 令和5年度には、市内全小中学校の子供一人に1台のパソコンの整備が実現するということが、授業風景も大きく変わると思います。一人一人の理解に応じた学びや個別学習も可能となります。さらに、配慮や支援を必要とする子供たちの学びを支える有効な手段となります。また、病院に長期入院中の子供向けの遠隔授業や不登校児の在宅学習にも利用が期待できます。誰ひとり取り残さない教育の実現に向けて着実に進めていただきたいと思います。

ハード面の整備にあわせて、先生たちがどのような授業ができるのかまでを見通したソフト面の支援も非常に重要だと思います。教育委員会として、どのようなビジョンを持ってこのGIGAスクール構想の実現を目指すのか、お聞きいたします。

○議長（土居恒夫） 教育次長。

○教育次長兼学校教育課長（伊藤和幸） まず、児童生徒の一人1台端末についてでございますが、PC端末の性能や価格等だけで選択するのではなく、グーグル等のサービスを利用することで新学習指導要領に求められております授業、すなわち、主体的、対話的で深い学びの実現が図れるかどうかを精査いたしまして、まずはPC端末を選択してまいりたいというふうに考えております。

次に、教員の研修でございます。PC端末の基本的な使い方や、特にグーグル等サービスをどのような学習活動に、どのように活用すれば、学習指導要領の趣旨に沿いました主体的、対話的で深い学びを追求できる授業になるか、こうしたことを研修を通して、そのスキルアップを高めてまいりたいというふうに考えております。

また、PC端末導入学年の年度ごとに利活用の目標数値を設定しまして、確実な利活用に努めることと、その中で利活用優良事例を市教育委員会としてまとめまして、南国市全体で共有しながら市内全体のレベルアップに努めてまいりたいというふうに考えております。

さらに、4校に1人の支援員配置についての実現も、できれば目指してまいりたいというふうに考えておまして、現在配置しておりますICT支援員も含め、2021年度には全小中学校、希望が丘分校にかかわる支援員を拡充していくとともに、支援員の研修も計画的に行っていければというふうに考えております。

できましたら、支援員の中には、システムエンジニア等専門的な力量を有した方の雇用が実現できれば、より充実したGIGAスクール構想へと展開できるものというふうに考えております。以上でございます。

○議長（土居恒夫） 神崎議員。

○4番（神崎隆代） ぜひとも専門的な力量を持った方の雇用をお願いしたいです。先生方が負担なく活用できるように、手助けできる人員の配置をお願いいたします。GIGAスクール構想実現により、一人一人の可能性を伸ばす教育が前進することを期待いたします。

続きまして、議会へのICT導入についてお聞きいたします。

広報なんこく2月号の環境課からのお知らせに、地球温暖化対策実行計画の取り組み状況についての掲載がありました。これについては、非達成項目が多く見られるにもかかわらず、全体においては順調にCO₂削減が進んでいるということになっており、非常にわかりにくいとの市民からの御指摘もありましたが、この中にある非達成項目の用紙購入量やコピー使用量は、議会へのタブレット導入によるペーパーレス化によって一気に達成するのではないかと思います。職員が資料作成をするための業務も減らせることとなります。地球温暖化対策と働き方改

革の観点からもメリットは大きいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（土居恒夫） 副市長。

○副市長（村田 功） 神崎議員御提案の市議会へのタブレット導入につきまして、既に四国の自治体でも導入実績がございます。御提案がありましたように、紙代や書類作成の人的費など経費削減効果が上がっているとのことでございます。

本市での導入に向けましても、セキュリティー対策が十分とられているクラウドサービスを利用するなどの配慮は必要ですが、導入できると考えております。ただ、議員の皆様の中には、紙媒体を希望される方もおいでだと思いますので、導入効果を上げるためには、どのような導入方法がよいか検討してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（土居恒夫） 神崎議員。

○4番（神崎隆代） 導入には議員みんなの総意があれば一番早いということで、今後、議会改革の一環としまして、導入時期等も含めて議員間での検討がされるように、議員の皆さん、よろしくお願いいたします。

3項目めのカーボン・マネジメントについてお聞きいたします。

南国市では、平成30年度にカーボン・マネジメント強化事業の1号事案に取り組みました。そのことについて御説明ください。

○議長（土居恒夫） 環境課長。

○環境課長（谷合成章） 平成27年7月に国の地球温暖化対策推進本部が決定した日本の約束草案では、地方公共団体の公共施設を含む業務その他部門における二酸化炭素排出量を2030年には2013年度比40%削減することが掲げられており、本業務にて調査検討を行うことにより、南国市地球温暖化対策実行計画をより強化した計画に改定することを目的に実施をいたしました。

○議長（土居恒夫） 神崎議員。

○4番（神崎隆代） 1号事案で地球温暖化対策を加速させるための検討を行った結果、どれほどのCO₂削減が可能であると試算されましたか。

○議長（土居恒夫） 環境課長。

○環境課長（谷合成章） 本事業によりまして10カ所の学校教育施設を選定し、現況確認調査を実施いたしました。その結果、高効率機器への転換によるカーボン・マネジメント強化を図ることで、現況と比較いたしまして、さらに251.9トンのCO₂削減が見込まれております。

○議長（土居恒夫） 神崎議員。

○4番（神崎隆代） 環境省の本事業には2号事案があります。南国市には2号事案にエントリーできる資格があることは課長も御承知のとおりです。何事も意欲を持って取り組む谷合課長は、環境課長として、これまでもCO₂削減に対して前向きに施策を進めてこられたと思います。そうですよね、課長。いよいよ本領発揮の正念場となりました。1号事案での調査で251.9トンのCO₂削減が見込まれると試算された事業です。2号事案は、2分の1の補助事業として明確にあるわけです。エントリーしておくべきです。よく考えてお答え願います。

○議長（土居恒夫） 環境課長。

○環境課長（谷合成章） どうもお褒めの言葉ありがとうございます。

本事業にて検討を行いました設備機器の更新対策を実施することによりまして、先ほど申し上げました251.9トンの削減が見込まれます。

本市では、2013年以降、独自にCO₂削減に向けた設備転換及び再生可能エネルギーの導入、これはバルクリース等の皆様方御承知の事業でございますが、それを実施しておりまして、カーボン・マネジメント強化を実施しない場合でも、2030年度には2013年度比41.8%と目標を達成することが今回の事業の結果わかりました。そして、251.9トンの削減についてでございますが、その設備機器の交換には、天井の改修とかコスト比較、ランニングコスト等ですが、償却年数が20年かかる施設があることなどが判明いたしております。

したがいまして、このコスト比較または改修等の施設の、また精査は行わせていただきますが、今後につきまして、更新時期を迎えた設備あるいは建てかえ等を実施する施設に省エネルギー設備を導入するなど、さらなるCO₂削減を目指して取り組んでまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（土居恒夫） 神崎議員。

○4番（神崎隆代） 天井の改修が必要な施設とか、コスト比較による償却年数が20年かかる施設、やらない理由をあげつらっているように聞こえます。更新時期を迎えたときにやる、建てかえを実施するときに導入するというのならば、どうせするなら今やるべきですよ、課長。先に延ばしてメリットがあるのですか。確実に補助金がもらえる事業があるのですか、先に。これからの10年が大事です。各自治体がゼロを目指そうとしているときに、一気に250トン減らせる事業として国が半分見てくれると言っています。財政課長、きのうの浜田和子議員の質問での防災対策臨時交付金、これが認められれば、一般財源から出すべきものが6,000万円と2,800万円助かるということですよ。

答弁はいいですけど、もう一度谷合課長にお聞きいたします。

地球温暖化防止対策は世界的に待ったなしの状況だということは課長も御認識のことと思います。南国市のCO₂削減に大きく貢献するためにも、2号事案にエントリーされますか。

○議長（土居恒夫） 環境課長。

○環境課長（谷合成章） 2号事業ということでございます。この2号事業は、南国市の財政力指数もございまして2分の1の補助ということに結果なったわけでございますが、喫緊の課題、これを解消するために、それでも、やはり費用対効果というものは、どうしても精査しなければいけないと思っておりますので、10施設の中で、エントリーも含めまして、その費用対効果を初め、前向きに検討をしてみたいと思っております。以上です。

○議長（土居恒夫） 神崎議員。

○4番（神崎隆代） 環境課長より前向きに検討していくという御答弁をいただきまして、やるという、エントリーをしていくというふうにとめました。

市長にお聞きします。

国のお金を使って1号事案に取り組んだということは、CO₂削減に向けて意欲的に取り組もうとする気持ちがあつてのことだと思います。この2号事案にエントリーしないと、251.9トンのCO₂削減ができるチャンスを捨てることとなります。早く取りかかることで、電気の節約によるランニングコスト減にもなります。早急に詳細な工事費の算出のための現地調査と提案書の作成に取りかかることを求めます。

○議長（土居恒夫） 市長。

○市長（平山耕三） 神崎議員さんからエントリーをということでございまして、神崎議員さんからも事前に、そのコストの表というのをいただいたところでございますが、その報告書の中に載っている施設、10施設あるわけでございます。その施設の中で、小学校から中学校、そして児童館、保育所とあるわけございまして、それぞれ施設の規模また建築年度、それもさまざまでございます。

そういう中で、小学校につきましては、これから長寿命化工事というのを今後やっていこうというふうに予定もしているところございまして、まず近い年度で開催するところが、この中に入っているところは、今回やって、またそのときに長寿命化をやると、そのとき、また二重の工事が要ということも発生する可能性があります。

そういったところが、どうやってやれば無駄がないかということも精査し、また相当建築年度が古いということで今後更新をどうするのかという検討をする施設も中にはあるように思っていますので、そういったところの費用対効果というのを検証いたしまして2次へのエントリー

というのを考えたいと思います。

環境課長も前向きにと申しましたので、私も、この中を精査しながら前向きに検討したいと思います。以上でございます。

○議長（土居恒夫） 神崎議員。

○4番（神崎隆代） ありがとうございます。エントリー後に予算に応じて施設を減らすことも可能だということですので、前に進めていただきたいと思います。4月末ごろまでが公募の締め切りとなっておりますので、早急に取りかかることをお願いいたします。

4項目めに、レンタル畜産施設等整備事業について、この事業を活用する経緯をお聞きいたします。

○議長（土居恒夫） 農林水産課長。

○農林水産課長（古田修章） 御質問のレンタル畜産施設等整備事業につきましては、JA等を事業主体といたしまして施設の整備を行い、賃貸借という形で施設の利用ができることで農家の負担軽減を図りまして、畜産業の振興を図ることを目的とした事業でございますが、今回の事業内容につきましては、平成29年の台風21号の強風によりまして、国府と八京の2カ所の養鶏場で施設に大きな被害を受けた市内の養鶏農家に対しまして、レンタル畜産施設等整備事業の活用によって八京農場への集約という形で施設を整備し、規模拡大を行うというものでございます。

この養鶏農家につきましては、被災した際に鶏ふん処理施設を八京農場に集約いたしました。が、鶏舎につきましては、両農場とも最小限の施設の修繕という形にとどめて事業を現在も継続しているという状況でありまして、施設自体の老朽化も進んでいるため台風等において倒壊の危険性も高いということから、今回の事業により鶏ふん処理施設のある八京農場へ集約移転をすることとなったものでございます。以上です。

○議長（土居恒夫） 神崎議員。

○4番（神崎隆代） このたびの事業は、住民側、事業者側ともによい方向での解決策となり得るものと思います。最後までよろしく願いをいたします。

養鶏場が畜産業である以上は、においの問題は避けられない課題であると思いますが、この事業での整備によって軽減が図れるということによろしいですか。

○議長（土居恒夫） 農林水産課長。

○農林水産課長（古田修章） 御質問のように、この事業によりまして、臭気が外に漏れにくい最新のウインドレス鶏舎というものに堆肥の乾燥レーンも備えた一体的な施設として整備を

行う予定としておりますので、移転後につきましては、その臭気につきましても解決が図れるものと考えております。

○議長（土居恒夫） 神崎議員。

○4番（神崎隆代） 安心しました。これで質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（土居恒夫） 9番岩松永治議員。

〔9番 岩松永治議員発言席〕

○9番（岩松永治） 今回の質問は、歯科健診についてと、厳しい環境にある子供たちへの支援についての2項目です。順次質問をしますので、それぞれ御答弁をお願いします。

歯科健診の重要性については後ほど答えていただきますので、まず初めに、南国市の歯科健診の取り組み状況について、保健福祉センター所長にお伺いします。

○議長（土居恒夫） 保健福祉センター所長。

○保健福祉センター所長（土橋 愛） 南国市では、土長南国歯科医師会の協力を得てさまざまな歯科健診を行っております。乳幼児健診につきましては、毎月各1回、1歳6カ月児健診と3歳4カ月児健診に合わせて実施をしております。虫歯が発生しやすい時期に、健診とともに歯科保健指導を実施することにより、食べる機能の確立の支援を目的に実施しております。

妊婦歯科健診については、妊娠届け出があると、妊婦歯科健康診査受診票をお渡しし、市内の歯科医療機関で妊娠中に1回無料で受診できます。妊娠すると、ホルモンバランスの変化やつわりによる歯磨き不足が原因で歯周病や虫歯になりやすい状態となります。また、歯周病により早産、低出生体重児出産の頻度が高くなることを予防することを目的にしております。

成人を対象にした歯科健診は、総合健診に合わせて7月から10月の間に5回実施しております。総合健診と合わせて歯科健診も申し込みいただくようになっております。

また、全市民を対象にした無料歯科施設検診は年2回行っております。6月4日から始まる歯と口の健康週間に合わせての1週間と、11月8日から始まるいい歯の日に合わせての1週間です。受診するためには、期間中に市内の歯科医療機関に直接申し込むようになっています。また、お一人で6月と11月の年2回受診できます。

○議長（土居恒夫） 岩松議員。

○9番（岩松永治） それでは次に、成人の方を対象としている歯科健診の目的についてお伺いします。

○議長（土居恒夫） 保健福祉センター所長。

○保健福祉センター所長（土橋 愛） 定期的に歯科健診を受診することによって歯周病を防

ぎ、全身疾患である糖尿病、肺炎などを予防することにあります。また、最近では、歯周病とメタボリックシンドロームはお互いに悪影響を及ぼしていることがわかってきておりますので、その予防も目的の一つです。

○議長（土居恒夫） 岩松議員。

○9番（岩松永治） 次に、無料歯科健診についてお聞きします。

受診期間が年2回に限られていますが、これまでの受診者数の推移をお伺いします。

○議長（土居恒夫） 保健福祉センター所長。

○保健福祉センター所長（土橋 愛） 平成30年度、29年度、28年度の過去3年間の受診者数は、6月の無料健診で119名、181名、163名、11月の無料健診で88名、117名、117名となっております。

○議長（土居恒夫） 岩松議員。

○9番（岩松永治） 無料歯科健診は全市民が対象となっているのに、受診者が極端に少ないのではないのでしょうか。その原因をどのように捉えているのか、お伺いします。

○議長（土居恒夫） 保健福祉センター所長。

○保健福祉センター所長（土橋 愛） 受診者が固定化していて、新規の受診者が少ないのではないかと考えております。

○議長（土居恒夫） 岩松議員。

○9番（岩松永治） 受診者が固定化し、新規の受診者が少ないとのことでは、そうならないようにするためにはどうすればいいのか、私なりに考えてみました。

無料歯科健診で受診できる医療機関は南国市内だけに限定され、受診期間も1週間に限定されています。他市町村でも気軽に受診できるようにし、受診期間の限定について再検討すれば受診者数もふえるのではないのでしょうか。

これまで無料歯科健診を実施してきた担当課として、これまでの成果と課題をどのように捉え、課題解決に向けて今後どのように取り組んでいくのかをお伺いします。

○議長（土居恒夫） 保健福祉センター所長。

○保健福祉センター所長（土橋 愛） 歯周病を正しく予防、治療すれば、幾つになっても自分の歯で何でも食べることができ、肥満や生活習慣病を予防することができます。歯の健康を守ることは体の健康を維持することにもつながります。成人の歯科健診の受診者をふやすことは、市民の健康増進にも効果があることだと考えます。

岩松議員御指摘のとおり、受診期間の延長、他市町村での歯科健診など、受診者数を増加さ

せるためにはどのようにしたらよいのか、また財政面での可能性も含めて検討したいと考えます。

○議長（土居恒夫） 岩松議員。

○9番（岩松永治） 乳幼児、児童生徒の歯科健康診断は確実にできていると思います。歯の大切さについて、小学生のときには余り興味がないかもしれませんが、中学生になれば、口臭を含め興味、関心を持つ生徒が多くなると思います。そして、高校へ進学しても同じでしょう。何を言いたいかといいますと、高校を卒業するまでは、歯の健康診断は確実にできていますが、高校を卒業すると同時に健康診断が終了し、他律的な健康管理はなくなり、自立的な健康管理になるということです。

高知県が策定した日本一の健康長寿県構想の大目標の中に「歯周病予防による全身疾患対策」の推進があり、歯周病が影響を及ぼす全身疾患についても記載されています。早期に歯周病予防をしていくことは、体の健康を維持し、健康増進につながるだけでなく、将来的には医療費削減にもつながります。

無料歯科健診の受診者増加に向けての検討とあわせて、成人の歯周病が全身疾患に及ぼす影響についての周知啓発も同時に進めていただけますようお願いいたします。

それでは、次の項目に移らせていただきます。

厳しい環境にある子供たちへの支援についてお伺いします。

国は虐待予防のために、妊娠期から切れ目のない支援についてさまざまな施策を打ち出しています。県は日本一の健康長寿県構想第3期Ver. 4を策定し、その中で、厳しい環境にある子供たちへの支援について、高知版ネウボラの体制構築の中で、母子保健と児童福祉の連携強化を推進しています。

南国市で児童虐待死事件が起きてから12年になりますが、母子児童関係ではさまざまな事案が起きており、昨年12月には無理心中未遂事件が起きました。このような事件を未然に防ぐための行政支援は不可欠です。

そこで、南国市の支援体制について質問をします。

どんなに支援を尽くしても防ぐことのできないケースもあるとは思いますが、ハイリスクの対象をとりこぼすことなく、適切な支援を行うための各担当課の取り組みについてお伺いします。

○議長（土居恒夫） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（池本滋郎） 福祉事務所といたしましては、児童家庭相談部署としての役割

を担っております。

御質問のハイリスクとは、養育の困難な家庭や問題や悩みを抱えた家庭のことであると思いますが、まずは早期発見、早期対応に努めることが重要であります。そのためには、学校、保育、警察、保健福祉センターなどの関係機関との連携を密にし、その家庭に必要な支援を行うこととしております。以上でございます。

○議長（土居恒夫） 保健福祉センター所長。

○保健福祉センター所長（土橋 愛） 保健福祉センターでは、妊娠届け出から妊婦とのかかわりが始まります。その際には、妊婦アンケートと面接を実施して、ハイリスク妊婦と通常対応妊婦にスクリーニングいたします。特別な支援の必要のない方には、通常の母子保健事業を通して妊娠、出産を支援していくこととなります。

一方で、ハイリスク妊婦の可能性のある妊婦につきましては、母子保健コーディネーターや地区担当保健師、助産師等専門職でカンファレンスを行い、支援策を検討いたします。その後、妊婦カンファレンスを実施し、特定妊婦の候補者となれば、管理職を含めた保健福祉センター支援検討会議を開催し、福祉事務所への報告が必要であるかどうかを決定いたします。報告が必要であると判断されれば、毎月開催される特定妊婦報告会議で福祉事務所を含めた関係機関が検討し、その後、福祉事務所が主催する特定妊婦検討会議で、児童相談所も含め特定妊婦に該当するかどうかを判断、その後の支援についても検討いたします。

特定妊婦に該当すると判断されれば、福祉事務所、保健福祉センター、児童相談所、中央東福祉保健所などの関係機関が実務者会議という場で見守りを開始します。妊婦のリスクが高くなるほど関係する機関が多くなり、それぞれの分野で連携して支援をしております。

また、特定妊婦の乳幼児につきましては、担当地区保健師を中心に、産後、早期に家庭訪問を開始して、家庭での母子の状況を見守り、虐待のリスクが高いと判断されれば関係機関で検討を行い、要保護児童対応へとつなげております。

○議長（土居恒夫） 教育次長。

○教育次長兼学校教育課長（伊藤和幸） 教育委員会といたしましては、要保護児童対策地域協議会の進行管理にありますハイリスクを含めましたケースについて、要保護児童対策地域協議会事務局任せにするのではなく、当該児童生徒の様子や学校の見守り体制などについて常に確認をするように心がけております。また、同事務局が学校に入りやすいように、要請があれば一緒に指導主事がついて学校に入ったり、学校への働きかけを行ったり、同事務局と学校とのスムーズな連携が図れますように教育委員会事務局として対応することが重要であると考え

ております。以上でございます。

○議長（土居恒夫） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（溝渕浩芳） 子育て支援課におきましては、要対協事務局と保育現場などの連携を図り、リスクが高いと思われるケースに対しての問い合わせに適切な支援が行われるような協力体制をとっております。以上です。

○議長（土居恒夫） 岩松議員。

○9番（岩松永治） 先ほどの答弁の中で、要保護児童対策地域協議会という名称が出てきました。では、要保護児童対策地域協議会とはどういった協議会なのかをお伺いします。

○議長（土居恒夫） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（池本滋郎） 要保護児童対策地域協議会は、児童福祉法第25条の2第1項で設置をするように努めることと規定をされております。

本市では平成19年11月13日に設置要綱を定め、その後設置しております。事業内容につきましては、要保護児童もしくは要支援児童及びその保護者または特定妊婦に関する情報その他適切な支援を図るために必要な情報の交換や要保護児童等に対する支援内容に関する協議を行うものです。

要保護児童対策地域協議会を構成する機関は、同設置要綱で定めがあり、県児童相談所、県中央東福祉保健所、南国警察署、教育委員会、学校、保育、病院、児童家庭支援センター、地域活動支援センターなどがあります。児童、家庭への支援を適切かつ効率的に行うためには、関係機関がおのおので支援するのではなく、情報を共有し、連携することが重要であります。関係機関との調整機能が必要となることから、福祉事務所こども相談係が調整機関となり、協議会に関する事務の統括業務を行っております。以上でございます。

○議長（土居恒夫） 岩松議員。

○9番（岩松永治） 要保護児童対策地域協議会、略して要対協が、母子保健と児童福祉の連携強化を進める上で重要な役割を担っていることがわかりました。

次に、高知県からの指導で妊娠期から支援体制の充実のために、妊娠期から産褥期フローチャート、健診未受診児対応フローチャートを作成し、支援対象者への対応がおくれないような仕組みづくりが行われていますが、適切な運用ができているのかをお伺いします。

○議長（土居恒夫） 保健福祉センター所長。

○保健福祉センター所長（土橋 愛） 令和2年2月末現在で、支援が必要な妊婦約90名、特定妊婦6名となっており、臨時職員も含め、この母子保健を担当している専門職は10名です。

細心の注意を払い対応いたしましても限界があります。

そこで、関係機関の協力を得ることでリスクの見落としを防いでおります。定期的に合同で妊婦カンファレンスを行い、安心・安全な妊娠、出産を支援しております。以上です。

○議長（土居恒夫） 岩松議員。

○9番（岩松永治） 個人の感覚によらないリスク判断ができるように、ツールの一つであるリスクアセスメントシートを用いたリスクアセスメントを行っていると思いますが、チェック項目や判定基準は適切であるのかをお聞きします。

○議長（土居恒夫） 保健福祉センター所長。

○保健福祉センター所長（土橋 愛） 先ほど岩松議員が言われましたリスクアセスメントシートの作成に至った経緯は、特定妊婦の見立てが母子保健と児童福祉で違うという課題がございました。そこで、見立てを同じ目線に合わせる必要性ができました。そのために、個人の力量による差をなくすこと、物差しを近づけることを目標にして基本的な対応基準をつくるために共通のアセスメントシートを作成し、また母子保健と児童福祉の役割分担を明確にするためのフロー図を作成いたしました。

アセスメントシートの作成につきましては、先ほど神崎議員の御答弁にも出てきましたが、保健福祉機関と医療機関との連携の先進地である大阪府高槻市の取り組みを参考にいたしました。また、福祉事務所、保健福祉センター、高知県中央東福祉保健所、高知県中央児童相談所で母子保健と児童福祉の連携のあり方を検討する4者会議を立ち上げました。

シート作成の手順につきましては、南国市の母子保健と児童福祉、高槻市のアセスメントシートの項目を比較し、それぞれの項目の有効性を検討し、アセスメントシートを決定いたしました。現在までは大きな混乱もなく運用できていると考えております。また、シートでの判断だけではなく、妊婦と直接かかわることで全体的な視点からの支援もできていると考えております。

○議長（土居恒夫） 岩松議員。

○9番（岩松永治） フローチャートやリスクアセスメントの相談対応に関しては、定期的な見直しも必要ではないかと思いますが、県を初めとする外部機関からの指導助言を生かすことができているのかをお伺いします。

○議長（土居恒夫） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（池本滋郎） 福祉事務所では、まず新規の相談ケースについては、必要に応じ、適宜、児童相談所に助言を求めています。また、要保護児童対策地域協議会で進行管理中

のケースにつきましては、年に3回開催しております実務者会議で、援助方針の見直しなどの検討をし、さらにケースの状況に変化があったときなどは個別ケース検討会議を必要に応じて開催し、要保護児童対策地域協議会を構成する関係機関での情報共有を図り、課題の整理、必要な支援の確認、各機関の役割等を定めております。以上でございます。

○議長（土居恒夫） 岩松議員。

○9番（岩松永治） それでは、リスクがあるのに相談時対応という消極的な方法に徹することなく、アウトリーチでの支援が行えているのかをお伺いします。

○議長（土居恒夫） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（池本滋郎） こども相談係に相談や通告があった場合は、必要な調査を行いますが、まず第一に確認すべきは子供の安全面、緊急性の有無です。身体的虐待のおそれがある場合は子供の安全確認を優先し、緊急性がある場合は、速やかに児童相談所や南国署に連絡し対応することとなります。緊急性がない場合は、関係機関への聞き取りなども含めて家庭の状況把握に努め、先ほど御説明いたしましたリスクアセスメントシートを使用してリスク評価を行い、こども相談係で受理会議を行い、そこで要保護児童対策地域協議会での管理が必要と判断された場合は、管理を決定しております。

○議長（土居恒夫） 岩松議員。

○9番（岩松永治） 要対協での対応ケース数と内容についてお伺いします。

○議長（土居恒夫） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（池本滋郎） 現在の管理数といたしましては、高知県中央児童相談所主担当が47件、南国市の主担当が38件の合計85件となっております。いずれも虐待種別ではネグレクトが一番多く、続いて心理的虐待、身体的虐待と続いており、性的虐待については該当はありません。

○議長（土居恒夫） 岩松議員。

○9番（岩松永治） それでは、要対協の会議で、方針をめぐって意見が対立した場合に、調整の役割は誰が担っているのかをお伺いします。

○議長（土居恒夫） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（池本滋郎） 具体的な支援方針を協議する会議は個別ケース検討会議であり、その進行は、児童相談所が主担当のケースは児童相談所が行い、市が主担当のケースは市が行っております。関係機関の意見はさまざまですが、同じ目標に向かって連携していくことが重要であり、それぞれの意見を出し合い、その内容を踏まえた上でどう対応していくかの支援方

針を協議しております。以上でございます。

○議長（土居恒夫） 岩松議員。

○9番（岩松永治） それでは、先ほどの答弁を聞いてになりますが、個別ケース会議内で意見が対立した場合であっても、最終的には全員が納得して支援方針を決定しているということによろしいですか。

○議長（土居恒夫） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（池本滋郎） そういうふうに考えていただいてよろしいかと思えます。

○議長（土居恒夫） 岩松議員。

○9番（岩松永治） では、管理対象か終結かの判断はどのようにされているのかをお伺いします。

○議長（土居恒夫） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（池本滋郎） 進行管理中のケースについては、こども相談係内で支援方針会議を行い、子供や家庭状況の確認、リスクや支援内容の評価、検討を行っております。問題や課題のあるケースについては援助方針の見直し等の検討を行い、課題やリスクの改善が見られたケースについてのみ終結検討としております。

また、終結検討としたケースにつきましては、学校、保育等の関連機関にその旨を連絡して意見をいただき、その上で、年3回開催している実務会議で終結検討として報告し、決議を得た上で終結としております。

なお、実務者会議の前に、あらかじめ機関訪問等で対象児が所属する学校、保育等にもお話ししております。以上でございます。

○議長（土居恒夫） 岩松議員。

○9番（岩松永治） 決議を得た上で終結というのは、全員が賛成ということでしょうか。一部反対の場合もあると思いますが、それでも終結となるのか、お伺いします。

○議長（土居恒夫） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（池本滋郎） 基本的には、意見を出し合いまして、リスクがないとみなされたもののみ終結ということになります。以上でございます。

○議長（土居恒夫） 岩松議員。

○9番（岩松永治） それでは、幼保育、学校は、こども相談係との連携は、こういった場合に、どのようにとられているのかをお伺いします。

○議長（土居恒夫） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（池本滋郎） 幼稚園や保育園、学校は、子供のモニタリングの重要な役割を担っていただいております。虐待の早期発見や早期対応につながるものであります。このため、日常的に子供に変化、これは傷やあざ、不登校・不登園が続いている、心配な点などがあれば、こども相談係と相互に連絡をとる体制となっております。

また、要対協の構成機関であることから、個別ケース検討会議等にも参加していただいております。

○議長（土居恒夫） 岩松議員。

○9番（岩松永治） それでは、終結となった児童生徒は、その後どういった対応がとられているのかをお伺いします。

○議長（土居恒夫） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（池本滋郎） 終結につきましては、虐待のリスクが改善したケースや複数の機関で家庭を支援し、支えていく必要のなくなったケースとなります。終結のケースの中には、一定の間、何らかの支援が必要なケースもありますので、終結後に、どの機関がどのように支援をしていくかを確認した上で終結の判断をしております。

また、終結しても、保育、学校等には継続してモニタリングをお願いしており、問題点や何か気になることなどありましたら、こども相談係に連絡をいただくようにしております。

○議長（土居恒夫） 岩松議員。

○9番（岩松永治） 幼保育では保育士、学校では先生が各家庭と連絡をとっていますが、十分な対応ができているのかをお伺いします。

○議長（土居恒夫） 教育次長。

○教育次長兼学校教育課長（伊藤和幸） 各家庭との連携についての御質問でございますが、ややもすると担任任せになってしまったり、担任の精神的負担になっていることも多くございます。担任が抱え込まないように、管理職や学校全体でサポートしながら家庭との連携を図り、情報収集に努めていくようにしなければならないというふうに考えております。以上でございます。

○議長（土居恒夫） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（溝渕浩芳） 保育現場におきましては、保育士が各御家庭と連絡を取り合っております。また、支援が必要な家庭につきましては、担当の保育士だけではなく、登園したときやお迎えのときに所長も声をかけ合うなどの対応をさせていただいております。

○議長（土居恒夫） 岩松議員。

○9番（岩松永治） 次に、こども相談係への連絡、相談があれば、対象者の調査、家庭との連絡、書類の作成等の業務が多く、また管理件数も多いことから職員への負担が心配されます。人員配置について適正であるのかをお伺いします。

○議長（土居恒夫） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（池本滋郎） こども相談係の現在の人員体制は、係長を含めて9名ですが、正職員4名のうち1名は産休中で、臨時・嘱託職員の多い職場であります。

業務内容もケース対応が主であり、担当職員に必要なスキルとしては、保護者や子供と信頼関係を築くためのコミュニケーション能力や、専門性や幅広い知識が必要となります。このため、社会福祉士、精神保健福祉士、心理士、保育士、教員免許保持者などの有資格者を募集しておりますが、現在、適任者を採用することが大変厳しい状況にあります。また、嘱託職員の入れかわりも多く、現場全体のスキルアップが図れない状況で、日々多くの相談対応に追われております。このため、人員体制の見直しは喫緊の課題であると考えております。

機構のヒアリング等においても、正規職員の人員要求や、神崎議員の質問でも少し申し上げましたが、秘密保持のできる相談室の確保等について要求を行っております。以上でございます。

○議長（土居恒夫） 岩松議員。

○9番（岩松永治） ここまでの答弁をお聞きして、保健福祉センターと福祉事務所のこども相談係の担う役割は特に重要であり、それぞれの業務は大変だということがわかりました。そして、こども相談係の人員体制の見直しが喫緊の課題であるということは、私だけでなく執行部全員に御理解いただけたと思います。適切で抜かりのない支援を続けていくためにも、こども相談係の人員要求と相談室確保の要求にしっかりと応えていただけますように強く要望しておきます。

この件について、市長から御答弁いただけませんか。

○議長（土居恒夫） 市長。

○市長（平山耕三） 今の御要望でございますが、こども相談係の人員要求という面では、来年度、正職員を1名ふやすという予定にしております。また、部屋につきましては、今後検討させていただきたいと思っております。以上でございます。

○議長（土居恒夫） 岩松議員。

○9番（岩松永治） ありがとうございます。ぜひ進めていただけますようよろしくお願いします。

幼保育、学校で、保育士や先生が全てを担うにも限界があるのではないのでしょうか。専門的に従事できる人員配置について今後検討すべきではないのでしょうか。担当課長にお伺いします。

○議長（土居恒夫） 教育次長。

○教育次長兼学校教育課長（伊藤和幸） 岩松議員から御提案がありました専門的な人員配置が学校にあれば、児童生徒の安全管理はもちろんのこと、教職員の安心感にもつながります。学校現場のマンパワーの拡充はとても大切だというふうに認識をしております。

今議会でもいろいろ御指摘がありました、いじめ対応、ICT対応、不登校対応等も含めまして検討してまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（土居恒夫） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（溝渕浩芳） 保育所におきましては、家庭支援保育士を配置しておる保育所もございます。しかしながら、全ての保育所に配置をできておりませんので、県が主催する研修などに参加し、保育士の資質向上を図っております。

理想といたしましては、家庭支援保育士を全ての保育施設に配置できるのが理想であるとは思っておりますけれども、予算的な制約や人員確保の問題から配置できていないのが現状でございます。

○議長（土居恒夫） 岩松議員。

○9番（岩松永治） 転出入に伴う支援の引き継ぎが不十分なことで虐待死につながるような事案が全国的に問題になっていますが、他市町村との連携は抜かりなくとれているのかをお伺いします。

○議長（土居恒夫） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（池本滋郎） ケースが他市町村、県外に転出する場合には、転出先の担当課に連絡をとり、個人情報に配慮しつつ確実に対応内容や記録等の引き継ぎ、移管をしております。このため、転出によってリスクのあるケースの対応が転出先の市町村でなされないということはないと考えております。また、逆に南国市に転入した場合も、確実に転出先から情報提供、引き継ぎはありますので、今のところ十分に連携はできていると考えております。

なお、引き継ぎにつきましては、こども相談係の管理しているケースについてはこども相談係でやっております。また、保健福祉センターでかかわっている妊婦等につきましても、同じように転出入先の母子保健部門への移管、引き継ぎは行われております。以上でございます。

○議長（土居恒夫） 岩松議員。

○9番（岩松永治） 要対協や児童相談所での管理ケースについては、当然少ないほうがいい

ですが、対応が必要なケースをきちんと拾えていないことで少なくなるようでは本末転倒です。保健福祉センターの母子保健と福祉事務所のこども相談係はもちろんのこと、教育委員会、子育て支援課との連携は質・量ともに十分なのでしょうか。また、相談者が相談しやすい環境が整っているのかをお聞きします。

○議長（土居恒夫） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（池本滋郎） 心配な児童生徒につきましては、定例会以外でも、関連する部署や機関の担当者とは綿密に連絡や情報共有は行っており、十分な連携はとれていると考えております。

また、相談対応につきましても、相談があった事案に対しては適切に対応しており、必要に応じ、関係機関との情報共有や相談者への他の専門機関等の紹介についても行っております。以上でございます。

○議長（土居恒夫） 教育次長。

○教育次長兼学校教育課長（伊藤和幸） 現状といたしまして、発達課題のある児童生徒や保護者のメンタル支援も年々増加しております。それぞれの機関が単独で対応することは大変難しい状況でございます。それを補うためにも、保健、福祉、教育、子育て等子供にかかわる部署での質・量の連携というものは大変重要であると議員御指摘のように考えております。

また、相談者が相談しやすい場になるよう、教育委員会としましても、常に保護者の気持ち、思いに寄り添う対応に今後とも心がけてまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（土居恒夫） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（溝渕浩芳） 子育て支援課は、要対協の構成員としまして、これまでどおり必要な情報提供、連携を行ってまいりたいと思っております。

また、平成29年度より利用者支援事業を開始しております。子育て支援コーディネーターが施設利用の相談を受ける中で、その家庭の置かれている状況、課題を把握し、児童虐待が疑われる場合には、直ちに福祉事務所へ情報提供するようになっております。

相談内容で最も多いのは育児不安で、次に子供の健康、子供の発達、家族、職場復帰、育休復帰、再就職関係となっております。

相談件数は、平成29年度106件、平成30年度258件と増加傾向にあり、利用者の方には敷居の低い窓口になっているのではないかと考えております。

○議長（土居恒夫） 岩松議員。

○9番（岩松永治） 厳しい環境にある子供たちへの支援について聞きました。つまり、虐待予防です。

現在は、関係機関や各課との連携もしっかりとれていますし、常に子供のことを優先して取り組んでいただいています。既にできていることとは思いますが、一個人の意見に偏ることがないように、担当される皆さんが意見を出しやすい職場環境にも努めていただけますようお願いしておきます。また、相談者の立場に立ち、相手に寄り添うことを決して忘れることのないようお願いいたします。

1問目で言いましたとおり、どんなに支援を尽くしても防ぐことができないケースもあると思います。ハイリスクの対象をとりこぼすことなく、適切で抜かりのない支援を行うことが一番重要だということを念頭に置き、今後も子供たちの支援に取り組んでいただけますようお願いいたしまして、私の質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（土居恒夫） 以上で通告による一般質問は終了いたしました。

これにて一般質問を終結いたします。

明7日と8日は休日のため休会とし、3月9日に会議を開きます。

3月9日の議事日程は、議案の審議であります。開議時刻は午前10時、本日はこれにて散会いたします。

御苦労さまでした。

午後2時26分 散会